

第1章 計画の基本的事項

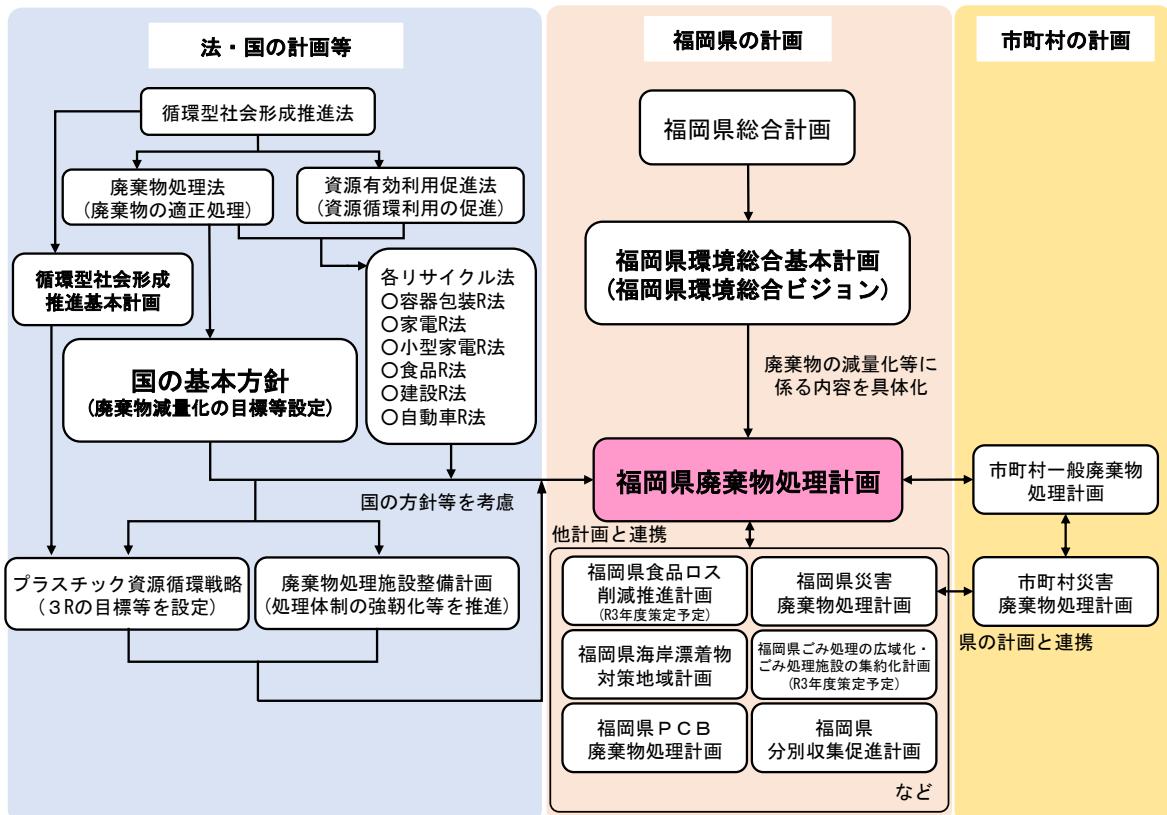
第1節 廃棄物処理計画とは

廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき国の基本方針に即して定める法定計画です。

また、環境分野における本県の基本計画である福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）を支える計画として、一般廃棄物及び産業廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を更に推進し、廃棄物の適正な処理を確保することにより本県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示しています。

更に、県全域にわたる一般廃棄物の処理等の方針を示す計画として市町村の一般廃棄物処理計画との調整を行い、両計画を有機的に推進していくことによって、県内の一般廃棄物の減量化や適正な処理の推進を行っていくものです。

図表1-1 各計画との関係

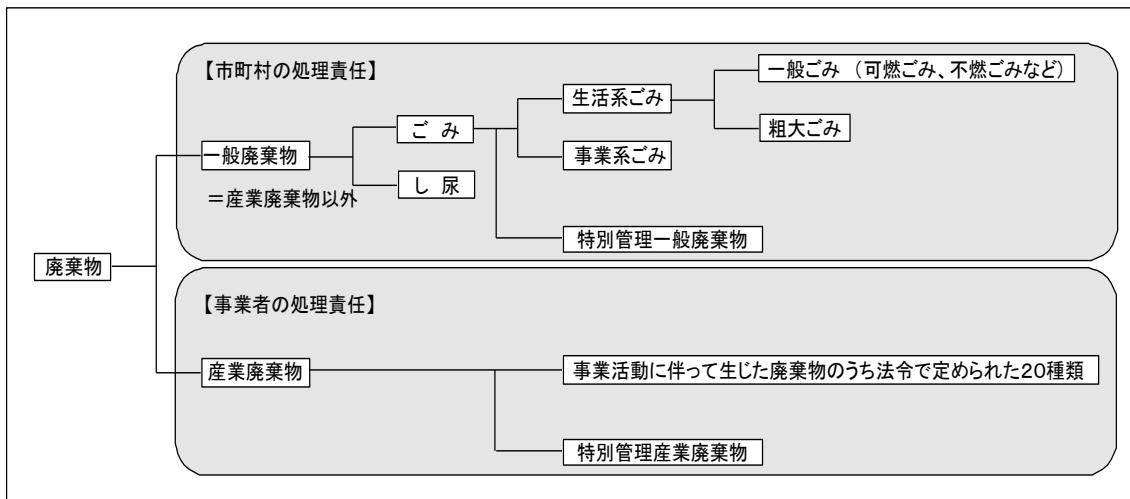


第2節 計画の期間及び対象

本計画は、令和3（2021）～7（2025）年度をその対象期間とし、各種目標値の目標年度を令和7（2025）年度とします。

また、対象とする廃棄物は、次の図に示す廃棄物とします。

図表1-2 廃棄物の分類



(注1) 表中の「法令で定められた20種類」とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（★）、木くず（★）、繊維くず（★）、動植物性残さ（★）、動物系固形不要物（★）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿（★）、動物の死体（★）、ばいじん、産業廃棄物処理物をいう。

（★）印は、対象となる業種が指定。

(注2) 「生活系ごみ」、「事業系ごみ」は排出元による分類で、一般家庭から排出されるごみを生活系ごみ、事業所から排出されるごみを事業系ごみという。

(注3) 災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられる。

第3節 SDGsのゴールとターゲット

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。

SDGsは先進国を含む国際社会全体の開発目標として、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、17のゴールと169のターゲットが示されています。

廃棄物処理に関するものとして本計画と関連する主なゴール・ターゲットを図表1-3に示します。

図表1-3 本計画と関連する主なSDGsのゴール・ターゲット等

ゴール	ターゲット	関連する県の施策
2 食糧 安全に 	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	○食品ロス削減推進事業 等
4 質の高い教育を 	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	○「持続可能な開発のための教育（E S D）」の推進 等
6 清潔な水とトイレ 	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	○浄化槽の整備促進 等
11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする 	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	○災害廃棄物処理体制の整備 等
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な消費と生産のパターンを確保する	○ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動 ○食品ロス削減推進事業 ○廃棄物の適正処理の推進 等
13 気候変動に 立ち向かうため、緊急対策を取る 	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	○ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動 等
14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する 	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	○海岸漂着物対策の実施 等
17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○3 Rに関する产学研官連携の推進・促進 等

* ゴールは、「第四次福岡県環境総合基本計画」88、89頁から抜粋

* 包摂的：誰1人取り残されることなく、世界の構成員の一人ひとりが社会のシステムに参画できることが。

* レジリエンス：強靭さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

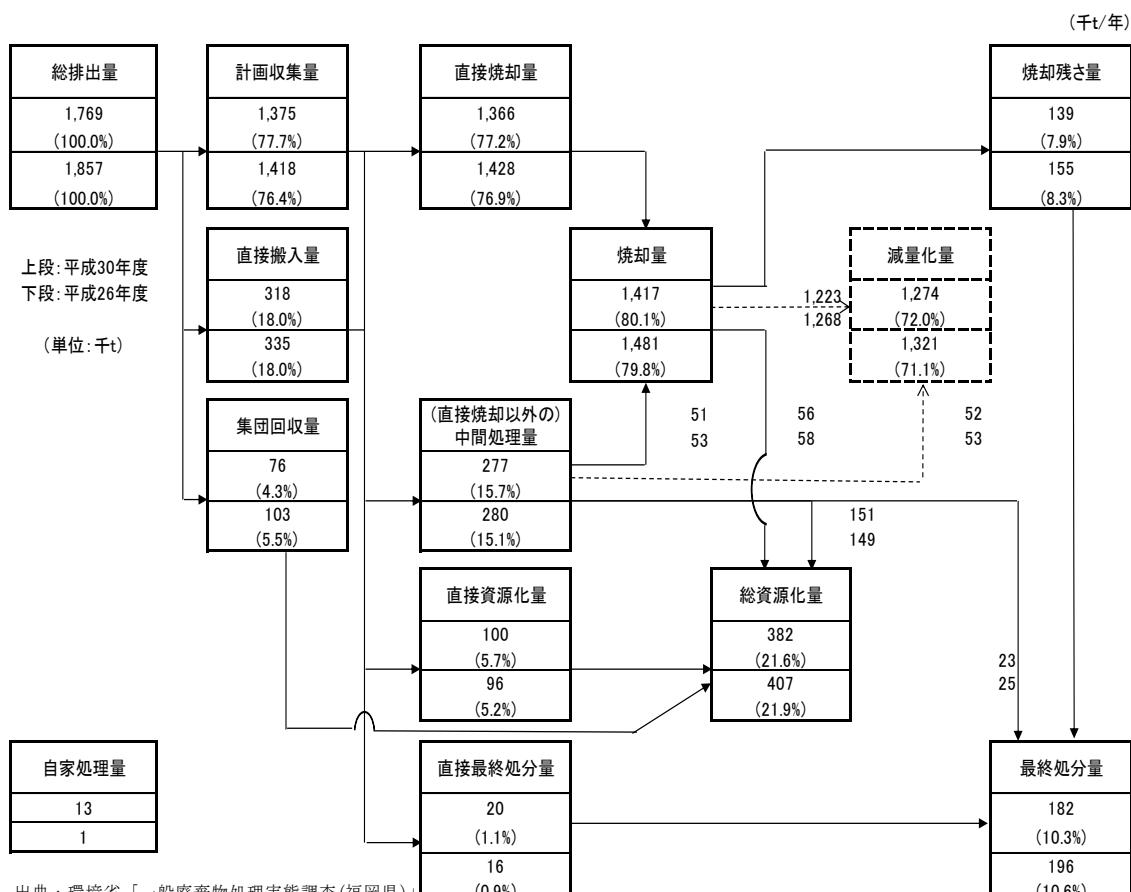
第1節 一般廃棄物処理の現状

第1 ゴミの排出、処理及び最終処分

平成30（2018）年度の本県のごみの総排出量は1,769千tであり、総資源化量が382千t（総排出量比21.6%）、最終処分量が182千t（同10.3%）となっています。（図表2-1）

平成26（2014）年度と比較すると、ごみ総排出量、総資源化量、最終処分量及び減量化量等、概ね減少しています。

図表2-1 ゴミ処理フロー（福岡県）（平成30年度と平成26年度の比較）



1 総排出量

平成30（2018）年度の本県のごみの総排出量は、1,769千tであり、県民1人1日当たりのごみ排出量に換算すると946gとなっています。（図表2-2）

平成26（2014）年度と比較すると、総排出量が約5%、8万8千t減少し、1人1日当たりの排出量も約5%減少しました。

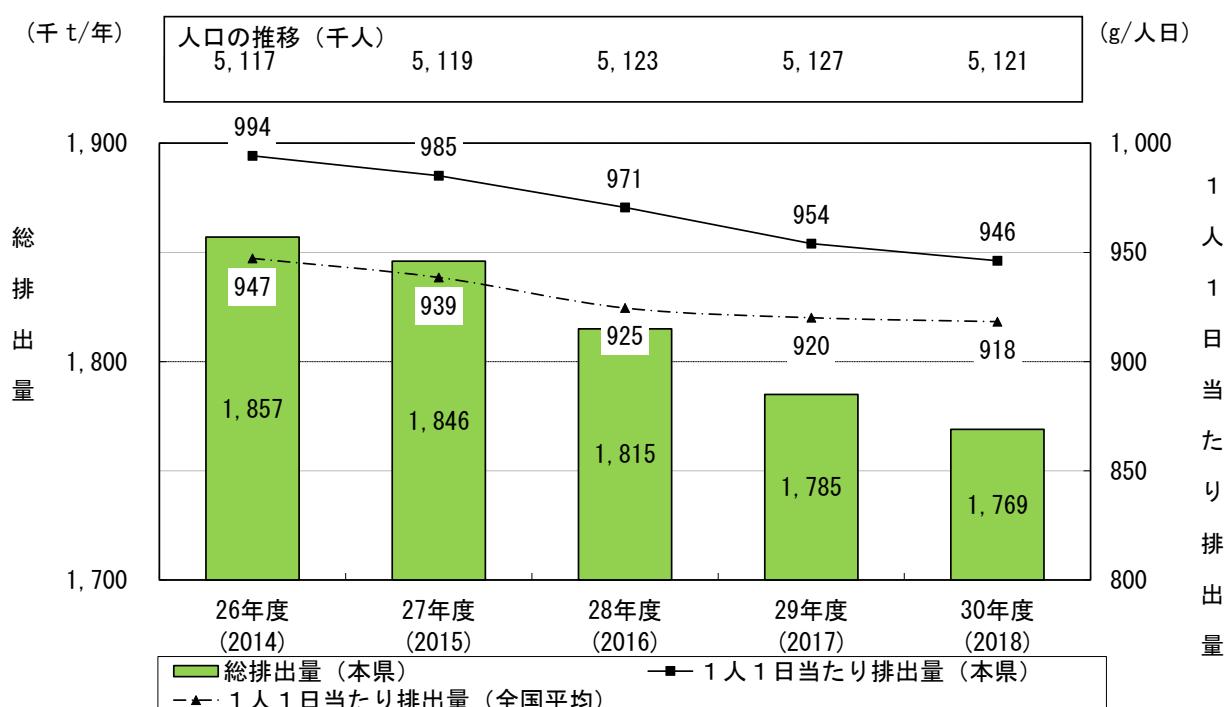
また、生活系ごみと事業系ごみはともに減少しています。（図表2-3）

生活系ごみは、混合ごみ、可燃ごみ及び資源ごみが減少している一方、不燃ごみ及び粗大ごみは増加しています。（図表2-4）

事業系ごみも、粗大ごみを除き、生活系ごみとほぼ同様の傾向を示しています。（図表2-5）

なお、平成30（2018）年度における本県の1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均と比較すると28g多くなっています。

図表2-2 総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

*1人1日当たりのごみ排出量=ごみ総排出量÷人口÷365（うるう年は366）

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

図表2-3 生活系・事業系ごみ排出量の推移（福岡県）

区分	26年度 (2014)		27年度 (2015)		28年度 (2016)		29年度 (2017)		30年度 (2018)		(単位：千t/年) 26年度比
	排出量	構成比									
総排出量	1,857	100%	1,846	100%	1,815	100%	1,785	100%	1,769	100%	-5%
生活系ごみ	1,204	65%	1,198	65%	1,163	64%	1,148	64%	1,144	65%	-5%
事業系ごみ	653	35%	648	35%	652	36%	637	36%	625	35%	-4%

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

*災害廃棄物を除く。

*集団回収量は生活系ごみに含める。

図表2-4 品目別生活系ごみ排出量の推移（福岡県）

年度	合計	集団回収量	計画収集量+直接搬入量							(単位:t)
			小計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他ごみ	粗大ごみ	
30年度(2018)	1,143,756	75,741	1,068,015	156,553	762,581	36,516	81,426	330	30,609	
対26年度増減 (対26年度比)	-60,653 -(5.0%)	-27,543 -(26.7%)	-33,110 -(3.0%)	-14,245 -(8.3%)	-22,710 -(2.9%)	+2,424 +(7.1%)	-2,929 -(3.5%)	-5 -(1.5%)	+4,355 +(16.6%)	
29年度(2017)	1,148,657	83,682	1,064,975	157,272	761,852	34,788	81,151	288	29,624	
28年度(2016)	1,162,707	91,691	1,071,016	161,023	763,613	35,170	82,211	317	28,682	
27年度(2015)	1,197,726	97,883	1,099,843	168,369	783,479	34,896	84,266	329	28,504	
26年度(2014)	1,204,409	103,284	1,101,125	170,798	785,291	34,092	84,355	335	26,254	

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

*災害廃棄物を除く。

*集団回収量は生活系ごみに含める。

*混合ごみとは、可燃または不燃を問わずに収集されるもの。

*資源ごみとは、再資源化を目的とし収集されるもの。

図表2-5 品目別事業系ごみ排出量の推移（福岡県）

	合計	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他ごみ	粗大ごみ	(単位:t)
30年度(2018)	624,794	167,298	398,982	29,344	9,921	1,136	18,113	
対26年度増減 (対26年度比)	-27,751 -(4.3%)	-15,665 -(8.6%)	-9,668 -(2.4%)	+2,443 +(9.1%)	-2,268 -(18.6%)	-18 -(1.6%)	-2,575 -(12.4%)	
29年度(2017)	636,718	179,218	403,542	24,293	11,909	1,005	16,751	
28年度(2016)	652,030	179,874	415,061	27,620	11,658	1,142	16,675	
27年度(2015)	647,798	180,207	408,693	26,763	12,634	1,065	18,436	
26年度(2014)	652,545	182,963	408,650	26,901	12,189	1,154	20,688	

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

*災害廃棄物を除く。

*混合ごみとは、可燃または不燃を問わずに収集されるもの。

*資源ごみとは、再資源化を目的とし収集されるもの。

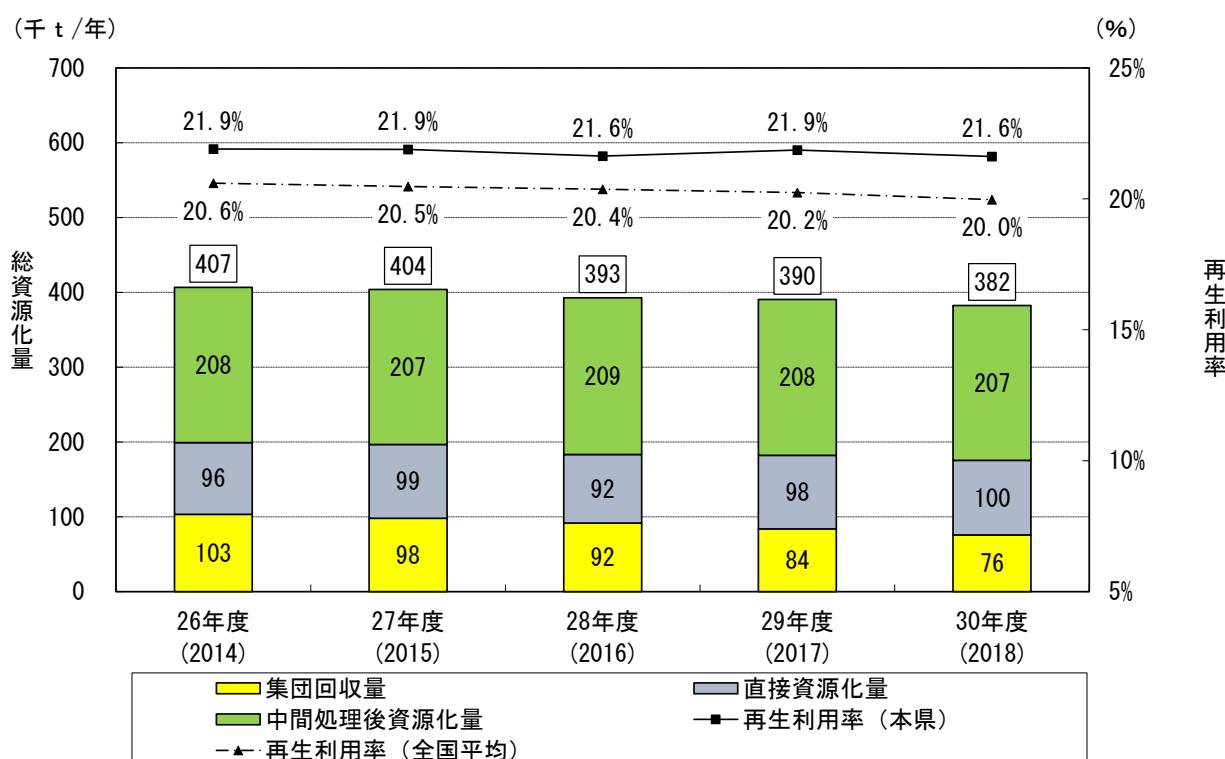
2 再生利用

平成30（2018）年度の本県のごみの資源化（再生利用）の状況は、破碎や焼却等の中間処理後の資源化量が207千t、市町村により回収され資源化された直接資源化量が100千t、町内会や自治会などの地域の団体等により集団回収され資源化された集団回収量が76千t、合計382千tが資源化されており、総排出量で割った再生利用率は21.6%となっています。（図表2-6）

平成26（2014）年度と比較すると、直接資源化量が若干増加している以外は、いずれも減少しています。

なお、平成30（2018）年度における本県のごみの再生利用率は、全国平均と比較すると約2ポイント上回っています。

図表2-6 総資源化量及び再生利用率の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

*再生利用率 = 総資源化量 ÷ 総排出量 × 100

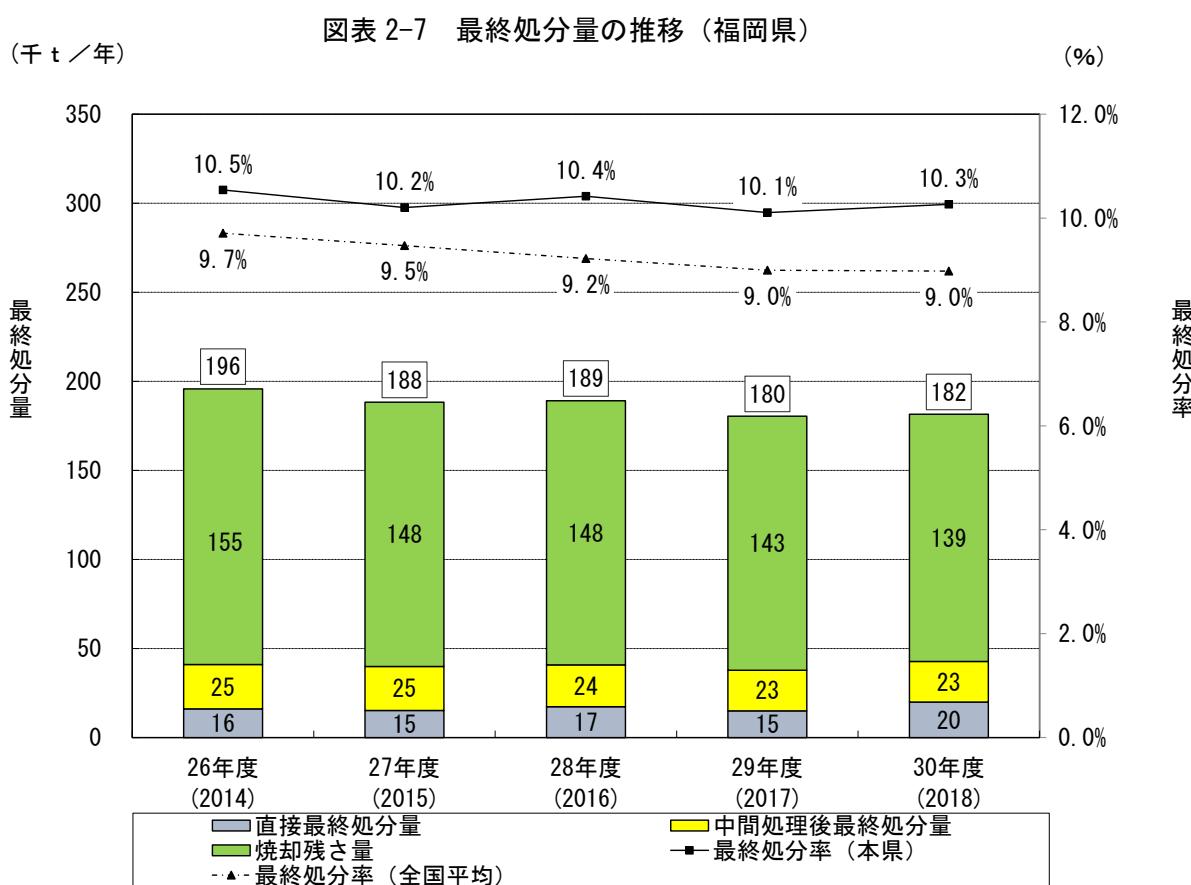
*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

3 最終処分

平成30（2018）年度の本県のごみの最終処分の状況は、焼却後埋め立てられる焼却残さ量が139千t、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量が23千t、中間処理されずそのまま埋め立てられる直接最終処分量が20千tの合計182千tです。（図表2-7）

平成26（2014）年度と比較すると、14千t、約7%の減少となっています。

なお、平成30（2018）年度における本県のごみの最終処分率（最終処分量を総排出量で割った割合）は10.3%となり、全国平均と比較すると約1ポイント高くなっています。



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*直接最終処分量とは、中間処理をされずそのまま埋め立てられる量

*中間処理後最終処分量とは、焼却以外の中間処理後に埋め立てられる量

*焼却残さ量とは、焼却後埋め立てられる量

*最終処分率=最終処分量÷総排出量×100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

第2 し尿等の排出、処理等

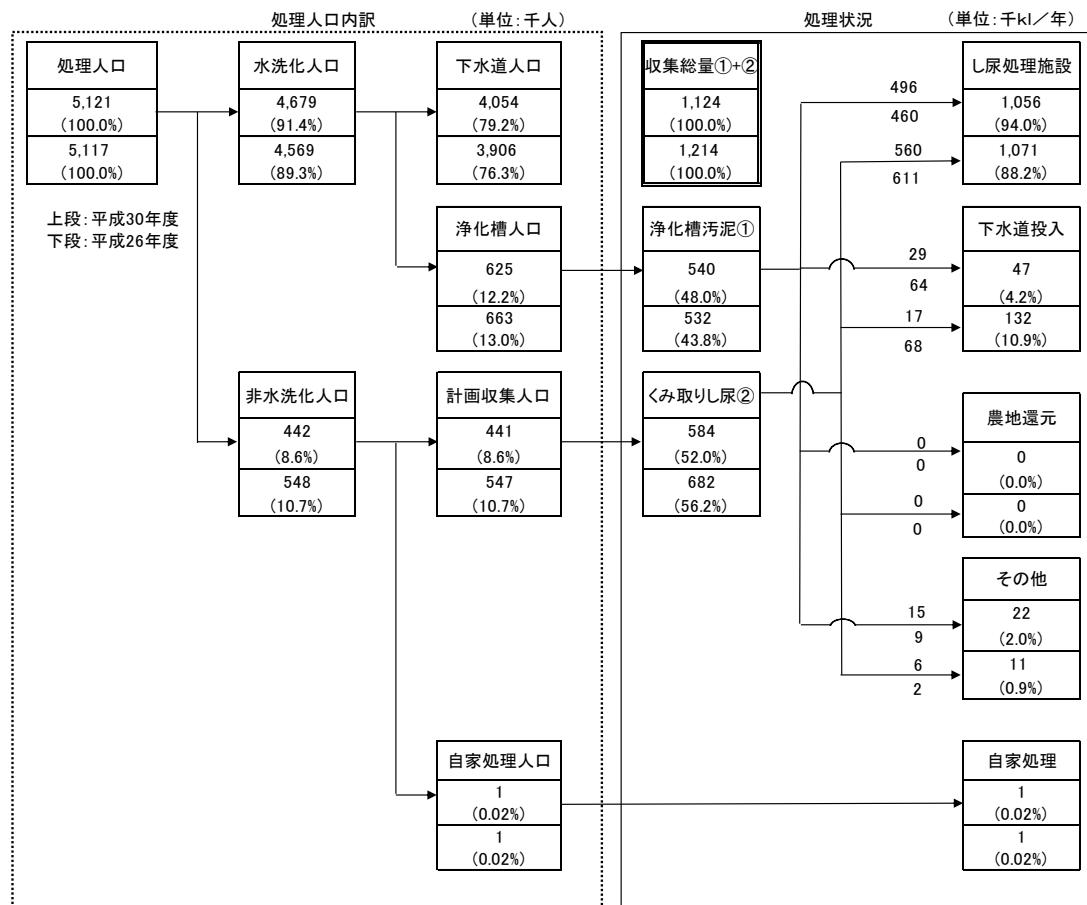
平成30（2018）年度の本県の処理人口5,121千人のうち、水洗化人口は91.4%、下水道人口が79.2%、浄化槽人口が12.2%、非水洗化のくみ取りし尿の計画収集人口が8.6%となっています。（図表2-8）

下水道処理分及び自家処理分を除いた、市町村による平成30（2018）年度の収集総量は1,124千k1であり、内訳は、浄化槽汚泥が540千k1で48.0%、くみ取りし尿が584千k1で52.0%となっています。

平成26（2014）年度と比較すると、下水道人口の増加に伴い、非水洗化人口が減少したため、くみ取りし尿の収集量は減少しています。

収集後の浄化槽汚泥及びくみ取りし尿は、し尿処理施設などで処理されます。

図表2-8 し尿の処理人口及び処理状況（福岡県）（平成30年度と平成26年度の比較）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査(福岡県)」

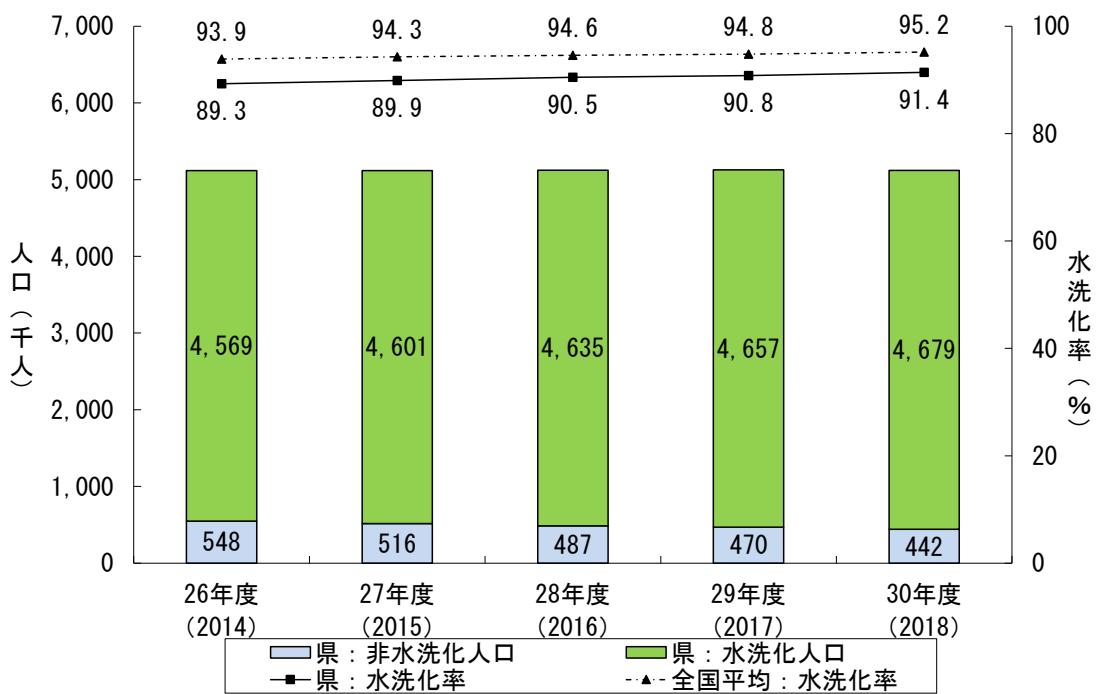
*端数処理により収支が合わない場合がある。

*浄化槽人口には、コミュニティ・プラント利用者、農業集落・漁業集落排水処理施設利用者を含む。

本県の水洗化人口は年々増加しており、平成30（2018）年度においては、4,679千人、水洗化率91.4%となっています。

なお、平成30（2018）年度における本県の水洗化率は、全国平均と比較すると約4ポイント下回っています。（図表2-9）

図表2-9 水洗化人口及び水洗化率の推移（福岡県）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

第3 一般廃棄物処理施設

1 ごみ処理施設

令和2（2020）年8月1日時点における市町村のごみ処理施設は、可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設等を合計すると76施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は9,671t／日となっています。

また、令和2（2020）年8月1日時点において15年以上稼動している施設は62施設あります。

2 最終処分場

令和2（2020）年8月1日時点における最終処分場は27施設あり、残余容量の合計は5,623千m³となっています。

各施設について、同日現在の残余容量を令和元（2019）年度の埋立実績量で今後も埋め立てると仮定した場合、残余年数が20年以上の施設は19施設あります。

3 し尿処理施設

令和2（2020）年8月1日時点における市町村のし尿処理施設（地域し尿処理施設（コミュニティ・プラント）を除く）は、35施設が稼働しており、全施設を合計した処理能力は3,700k1／日となっています。

また、令和2（2020）年8月1日時点において15年以上稼動している施設は29施設あります。

第2節 産業廃棄物処理の現状

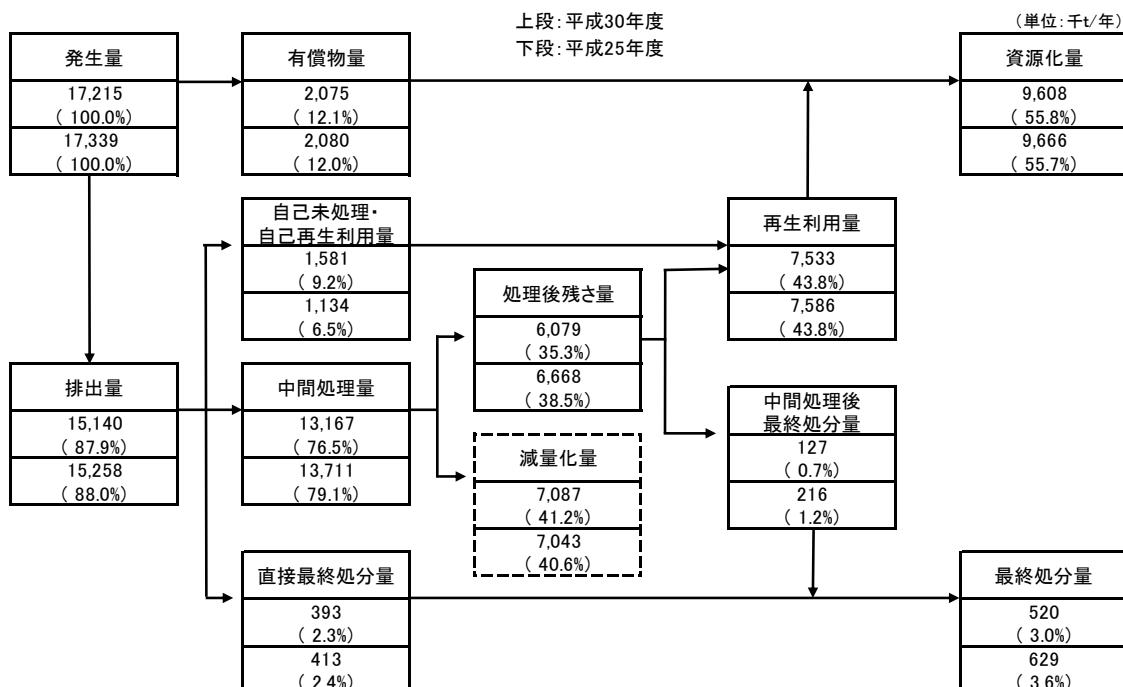
第1 産業廃棄物の発生、処理及び最終処分

平成30（2018）年度の本県の産業廃棄物の発生量は17,215千t、排出量は15,140千tとなっています。（図表2-10）

処理の内訳は、肥料や建設資材、セメント原料等に再資源化された量が9,608千t（発生量比55.8%）、脱水や焼却等の中間処理により減量化された量が7,087千t（同41.2%）、最終処分量は520千t（同3.0%）となっています。

平成25（2013）年度と比べると、発生量、排出量、資源化量及び最終処分量のいずれについても大きな変化はありません。

図表2-10 産業廃棄物の処理フロー（福岡県）（平成30年度と平成25年度の比較）



出典：福岡県「環境白書」等

※ 数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。

※ ()は、発生量比。

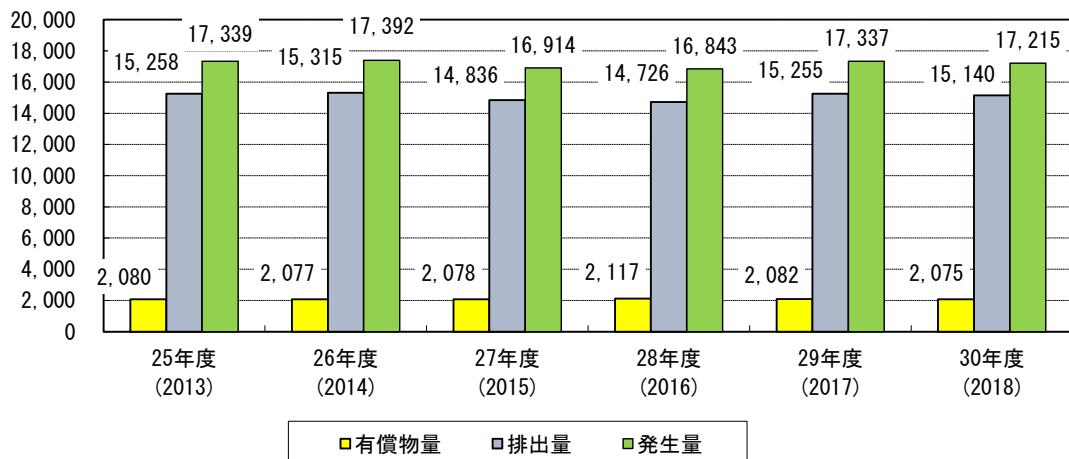
1 排出量

平成30（2018）年度の福岡県の産業廃棄物の排出量は、事業場内で17,215千tが発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された有償物量2,075千tを除くと15,140千tとなっています。（図表2-10、2-11）

排出量を品目別にみると、汚泥が全体の48.3%を占めており、次いで、がれき類が23.7%となっています。排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業からの排出が最も多く、続いて、建設業、製造業の順に多くなっています。（図表2-12）

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

图表 2-11 発生量、有償物量及び排出量の推移（福岡県）
(千t/年)



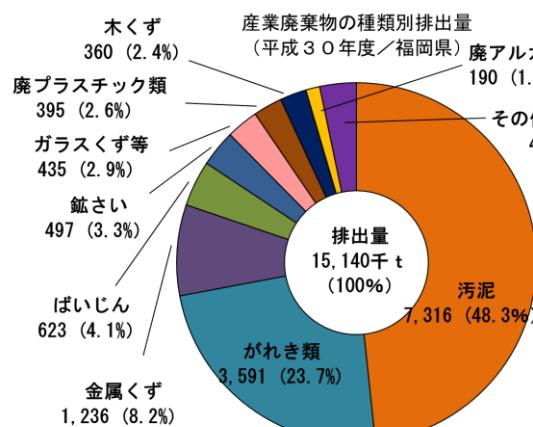
出典：福岡県「環境白書」等

* 排出量＝発生量－有償物量

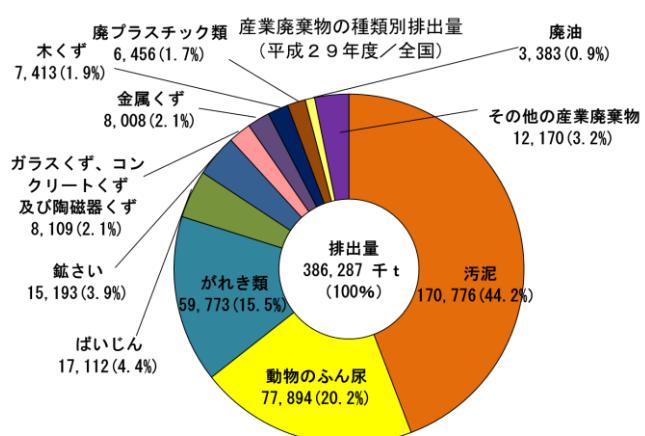
* 有償物量…事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

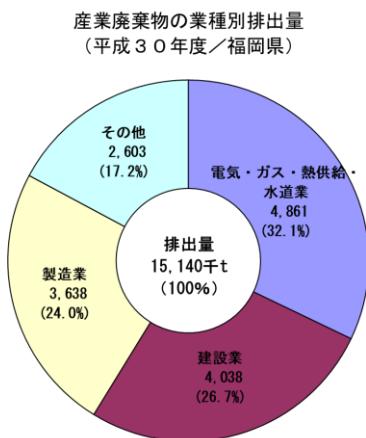
图表 2-12 産業廃棄物の種類、業種別排出量（福岡県及び全国）



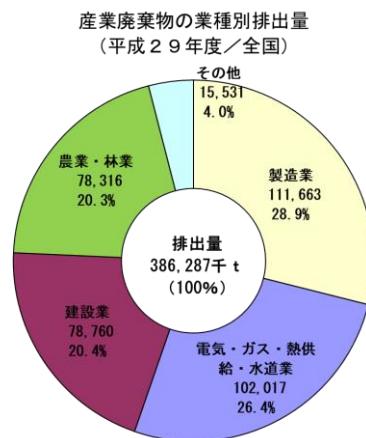
【資料：福岡県「環境白書」】



【資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」】



【資料：福岡県「環境白書」】



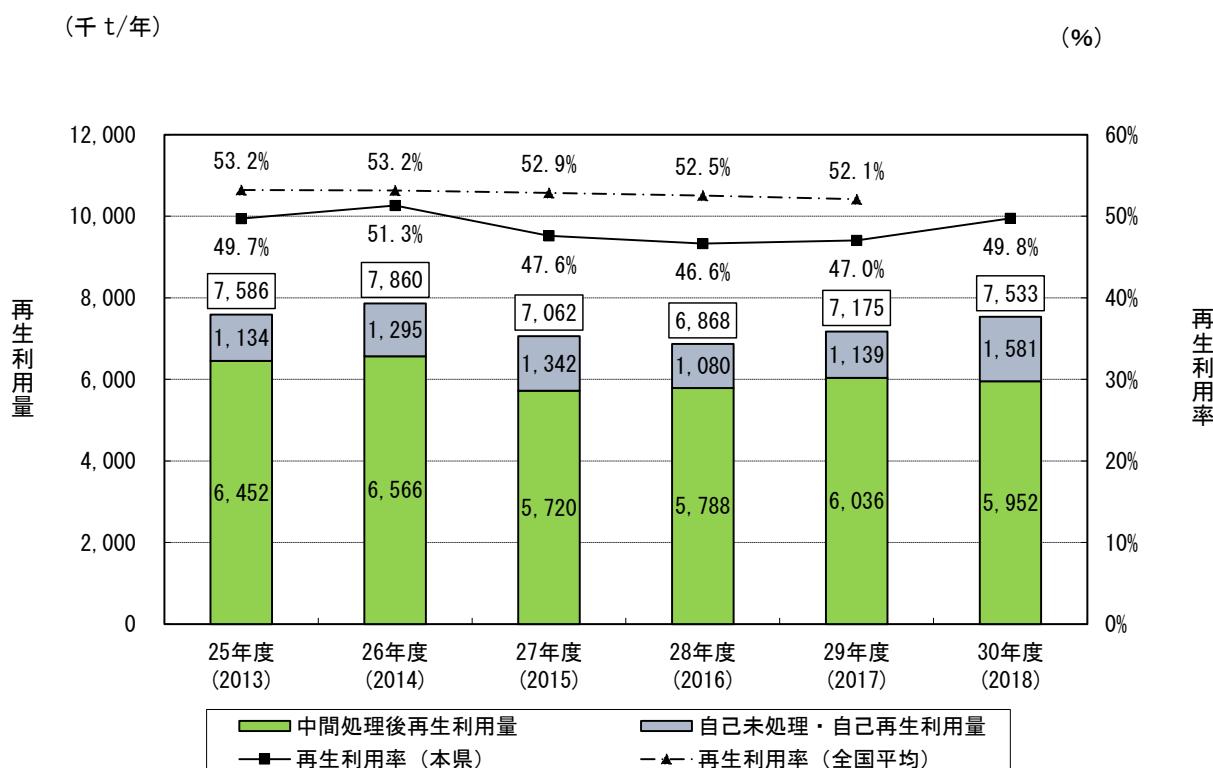
【資料：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」】

* 全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値

2 再生利用

平成30（2018）年度の本県の産業廃棄物の再生利用の状況は、焼却等の中間処理をせずに排出者が自ら再生利用したものが1,581千t、中間処理後に再生利用されたものが5,952千tの合計7,533千tが再生利用されており、排出量で割った再生利用率は49.8%となっています。（図表2-13）

図表2-13 再生利用量及び再生利用率の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*再生利用量＝中間処理後再生利用量+自己未処理・自己再生利用量

*中間処理後再生利用量…焼却等の中間処理の後に再生利用された量

*自己未処理・自己再生利用量…中間処理をせずに排出者が自ら再生利用した量

*再生利用率＝再生利用量÷排出量×100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

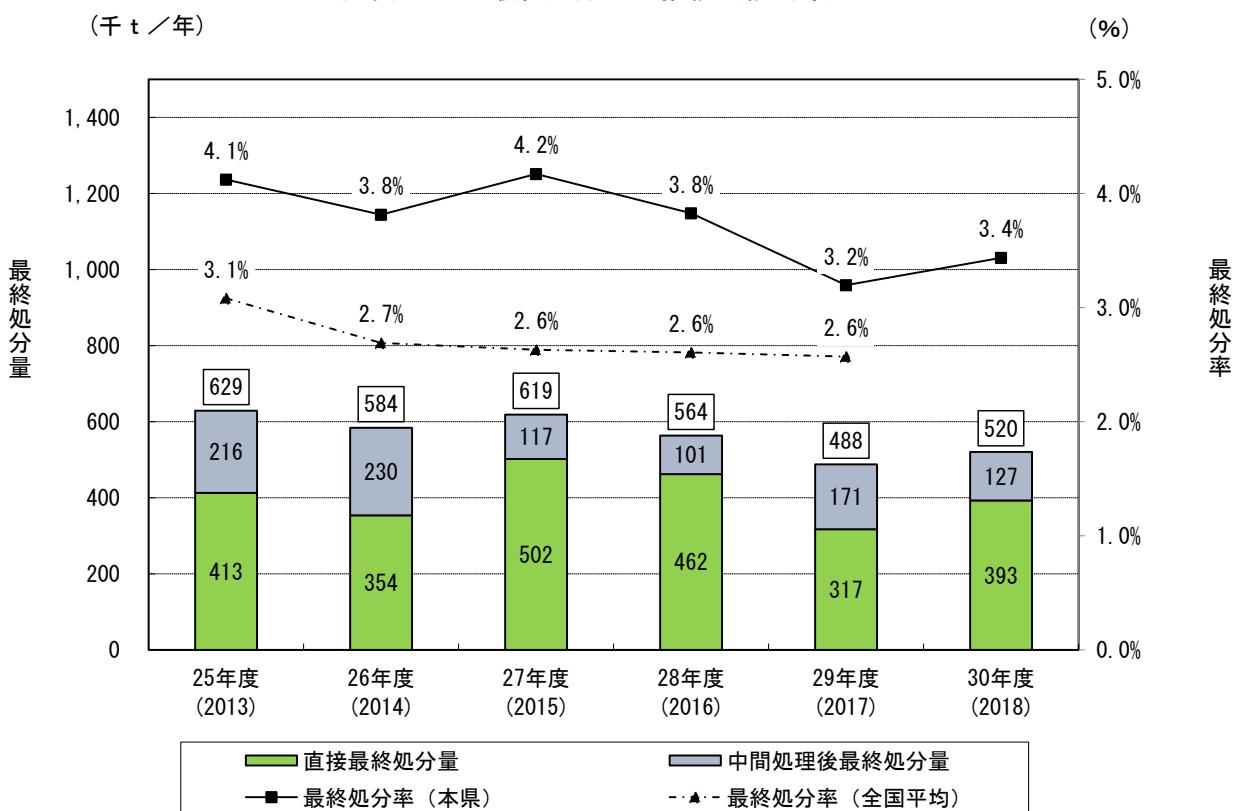
*全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値

3 最終処分

平成30（2018）年度の本県の産業廃棄物の最終処分の状況は、焼却や破碎等の中間処理後に埋め立てられる中間処理後最終処分量が127千t、中間処理をせずそのまま埋め立てられる直接最終処分量が393千tの合計520千tが最終処分されており、排出量で割った最終処分率は3.4%となっています。（図表2-14）

最終処分量を平成25（2013）年度と比較すると、109千t、約17%の減少となっています。

図表2-14 最終処分量の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*最終処分量＝直接最終処分量+中間処理後最終処分量

*最終処分率＝最終処分量÷排出量×100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

*全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値

第2 産業廃棄物処理施設

1 産業廃棄物処理施設の数

本県内の産業廃棄物処理施設は、842施設となっています。（図表2-15）

図表2-15 産業廃棄物処理施設の設置状況（福岡県）

（令和2年3月31日現在）

施 設 の 種 類	許 可 件 数						
	福岡県域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	合計	
汚 泥	脱水施設	43	31	16	8	14	112
	乾燥施設	3	4	1	0	0	8
	焼却施設	3	19	1	1	1	25
廃 油	油水分離施設	4	8	0	1	1	14
	焼却施設	4	18	2	1	1	26
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	3	0	0	0	3	
廃プラスチック類	破碎施設	8	47	4	13	4	76
	焼却施設	8	21	3	1	2	35
木くず・がれき類の破碎施設	148	138	25	36	91	438	
有害物質を含む汚泥のコンクリート固化化施設	0	1	0	0	0	1	
水銀等を含む汚泥のばい焼施設	0	1	0	0	0	1	
廃水銀等の硫化施設	0	0	0	0	0	0	
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアニ化物の分解施設	0	10	1	0	0	11	
廃石綿、石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0	1	0	0	0	1	
その他の産業廃棄物の焼却施設	7	19	3	1	1	31	
P C B	焼却施設	0	0	0	0	0	0
	分解施設	0	4	0	0	0	4
	洗浄・分離施設	0	3	0	0	0	3
最終処分場	遮断型	0	0	0	1	0	1
	安定型	21	4	4	3	1	33
	管理型	8	5	1	5	0	19
計	257	337	61	71	116	842	

*廃棄物処理法施行令第7条に掲げる施設（施設設置許可を要する施設）のみを計上している。

*福岡県域…廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除された。

2 最終処分場の残余容量

本県内の安定型最終処分場の平成30（2018）年4月1日時点の残余容量は1,754千m³、平成29（2017）年度の埋立実績は182千m³であり、10年程度の残余年数があります。（図表2-16）

また、管理型最終処分場の平成30（2018）年4月1日時点の残余容量は13,574千m³、平成29（2017）年度の埋立実績は544千m³であり、十分な残余容量があります。（図表2-16）

図表2-16 最終処分場の残余容量（福岡県）

(平成30年4月1日現在) (単位:千m³)

施設の種類		地域	福岡県域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	合計
遮断型 最終処分場	残余容量	—	—	—	—	2	—	2
	平成29年度 埋立実績	—	—	—	—	0	—	0
安定型 最終処分場	残余容量	975	493	262	17	6	1,754	1,754
	平成29年度 埋立実績	29	93	59	0	1	182	182
管理型 最終処分場	残余容量	151	11,265	2	400	—	11,818	11,818
	平成29年度 埋立実績	3	350	1	8	—	362	362
合計	残余容量	1,126	11,758	264	419	6	13,574	13,574
	平成29年度 埋立実績	32	442	60	8	1	544	544

*福岡県域…廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市（本県では、北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市）を除いた区域。なお、大牟田市は、令和元（2019）年度末をもって指定都市の指定が解除された。

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

第3 不適正処理の状況

本県における産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、減少してはいるものの、依然として発生しており（図表2-17）、住民の処理業者等への不信感や生活環境の汚染に対する不安の声は未だ消えておりません。

本県では、不適正処理の未然防止や早期是正のため、排出事業者・処理業者に対する監視指導を強化し、適正処理の徹底を図っています。

また、最終処分場や焼却施設については、重点監視対象施設として監視を実施し、処分場等の安全、適正な管理に向けた指導に努めています。

1 排出事業者に対する監視指導

排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、更には排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備及び処理施設の適正管理を指導しています。

2 処理業者に対する監視指導

産業廃棄物処理業者は、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守及び処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導しています。

3 不法投棄防止のための監視

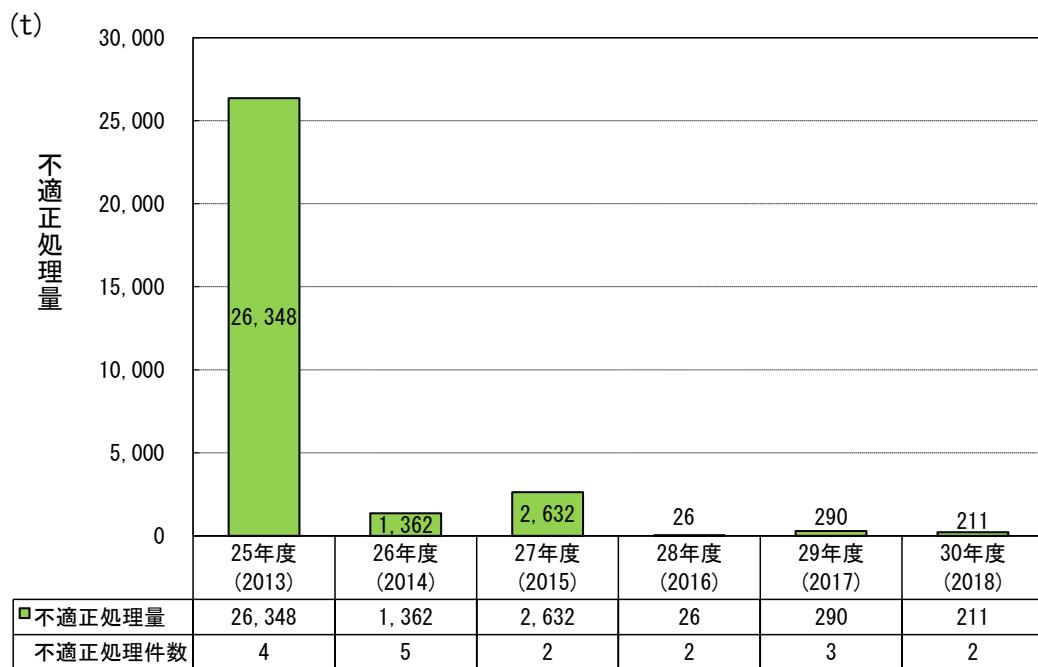
廃棄物の不法投棄防止に関する監視と情報交換を目的として、平成6（1994）年3月に福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置するとともに、県内地域ごとに政令市（廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市）又は県保健福祉環境事務所を中心として警察署及び市町村等で構成する地域連絡協議会を設置しており、この協議会を中心に不法投棄監視体制の整備を進めています。

また、県内の市町村では、不法投棄の疑いがある情報を地域住民から収集する不法処理防止推進員制度の整備が進められています。

4 立入検査と行政処分

本県では、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法等に基づき、処理業者や処理施設等への立入検査を実施しており、廃棄物処理法に違反する処理等が行われた場合には、改善命令、措置命令、業の停止、業許可の取消し等の行政処分を行っています。（図表2-18）

図表2-17 産業廃棄物不法投棄等不適正処理事例の推移（福岡県）

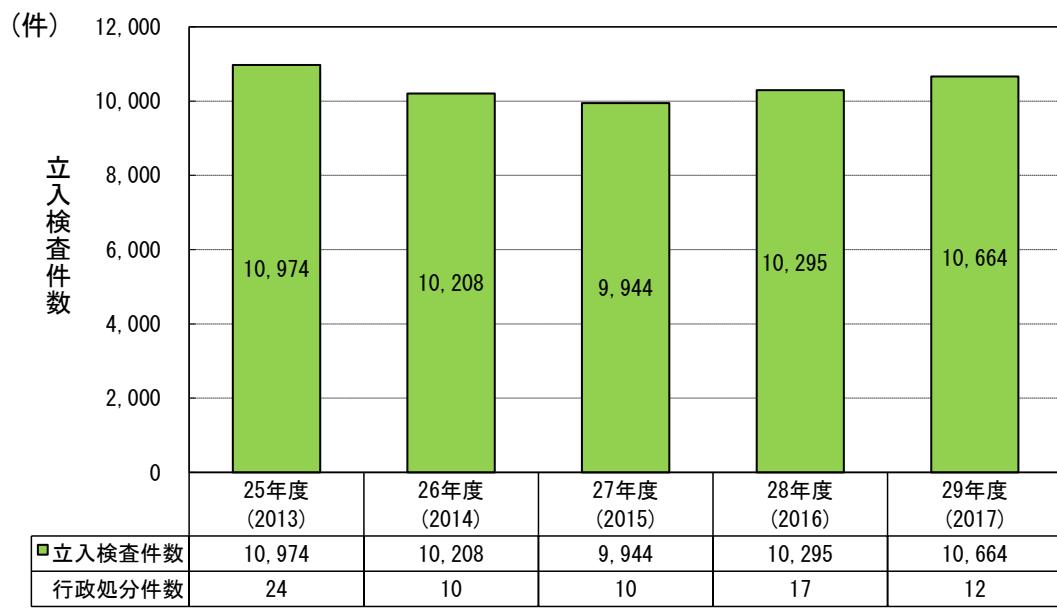


出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」

* 1件あたり10t以上の不法投棄など不適正処理を計上。

*25年度は、過去に不適正処理が行われた事案に対し、措置命令を発出した1件(22,500t)を含む

図表2-18 処理業者等への立入及び行政処分の件数（福岡県）



出典：環境省「産業廃棄物行政組織等調査報告書」

第3節 前計画の目標の進捗状況

平成28（2016）年3月策定の前回の廃棄物処理計画においては、令和2（2020）年度を目標年度として、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の各項目について目標を定めました。

第3節では、前計画で定めた目標の進捗状況を整理します。

第1 一般廃棄物（ごみ）

図表2-19 前計画の目標の進捗状況（一般廃棄物（ごみ））

項目	前回の廃棄物処理計画		27年度	28年度	29年度	30年度
	26年度 実績	令和2年度 目標	実績 (対26年度比)	実績 (対26年度比)	実績 (対26年度比)	実績 (対26年度比)
総排出量 (対26年度比)	1,857千t	1,820千t (26年度の 2%減)	1,846千t (-1%)	1,815千t (-2%)	1,785千t (-4%)	1,769千t (-5%)
1人1日当たり の家庭系ごみ 排出量	544g	538g	542g (±0%)	529g (-3%)	526g (-3%)	528g (-3%)
再生利用率	21.9%	23%	21.9%	21.6%	21.9%	21.6%
最終処分量 (対26年度比)	196千t	192千t (26年度の 2%減)	188千t (-4%)	189千t (-3%)	180千t (-8%)	182千t (-7%)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

$$\text{総排出量} = \text{計画収集量} + \text{直接搬入量} + \text{集団回収量}$$

$$\text{1人1日当たりの家庭系ごみ排出量} = \text{生活系ごみ} (\text{計画収集量} + \text{直接搬入量}) \text{から資源ごみを控除した量} \div \text{人口} \div 365 \text{ (うるう年は366)}$$

$$\text{再生利用率} = (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量}) \div \text{総排出量} \times 100$$

$$\text{最終処分量} = \text{直接最終処分量} + \text{中間処理後最終処分量} + \text{焼却残さ量}$$

1 総排出量

本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は減少傾向であり、平成30（2018）年度のごみの総排出量は1,769千tで、令和2（2020）年度目標である1,820千t以内となっています。

- ごみの総排出量は、前計画では、令和2（2020）年度目標を平成26（2014）年度比2%減の1,820千t以内としていました。
- これに対し、平成26（2014）年度以降、総排出量は減少、平成30（2018）年度には平成26（2014）年度比で約5%減少しています。（図表2-19、20）
- また、1人1日当たりのごみ排出量は、平成26（2014）年度比で、生活系ごみが約5%減少、事業系ごみが約4%減少しています。

図表2-20 ゴミ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移(福岡県)

	20年度	26年度 (対20 年度比)	27年度	28年度	29年度	30年度 (対26 年度比)
ごみ総排出量	1,944千t	1,857千t (-4%)	1,846千t	1,815千t	1,785千t	1,769千t (-5%)
生活系ごみ *集団回収量を含む	1,282千t	1,204千t (-6%)	1,198千t	1,163千t	1,148千t	1,144千t (-5%)
事業系ごみ	662千t	653千t (-1%)	648千t	652千t	637千t	625千t (-4%)
1人1日あたり のごみ排出量 (生活系ごみ) *集団回収量を含む	697g	645g (-7%)	639g	622g	614g	612g (-5%)
1人1日あたり のごみ排出量 (事業系ごみ)	360g	349g (-3%)	346g	349g	340g	334g (-4%)
総人口	5,038千人	5,117千人 (+2%)	5,119千人	5,123千人	5,127千人	5,121千人 (±0%)

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

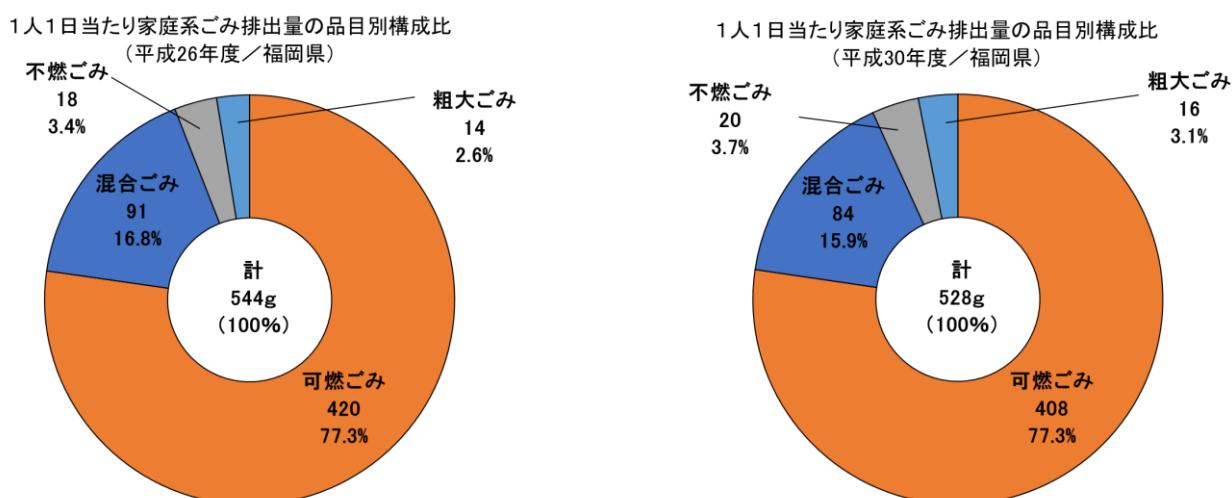
*災害廃棄物を除く。

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成30（2018）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は528gで、令和2（2020）年度目標である538g以内となっています。（参考：平成30年度全国平均505g）

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量とは、生活系ごみ（計画収集量+直接搬入量）から資源ごみを控除した量を1人1日当たりの排出量へ換算した量です。
- 前計画では、令和2（2020）年度目標を平成26（2014）年度比1%減の538g以内としていました。
これに対し、平成26（2014）年度以降、家庭系ごみ排出量は減少、平成30（2018）年度には平成26（2014）年度比で約3%減少しています。（図表2-19）
- 平成26（2014）年度から平成30（2018）年度にかけて、可燃系ごみ（混合ごみ及び可燃ごみ）の排出量が約19g減少している一方、不燃ごみ及び粗大ごみが僅かに増加しています。（図表2-21）
- 本県の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は減少しているものの、全国平均と比較して23g高い状況です。（図表2-22）

図表2-21 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量構成比（福岡県）（単位：g）

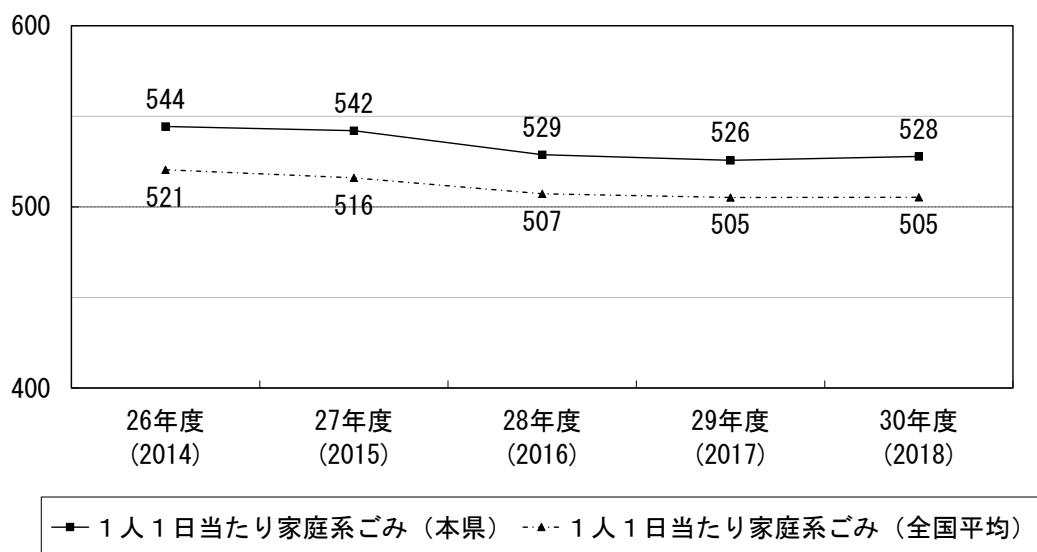


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表2-22 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（福岡県及び全国）（単位：g）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

3 再生利用率

平成30（2018）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は21.6%で、令和2（2020）年度目標である23%に達していません。（参考：平成30年度全国平均20.0%）

- 総排出量は、1 総排出量（21頁）で述べたとおり、平成26（2014）年度以降、減少しています。資源として再利用された総資源化量についても、平成26（2014）年度から減少傾向にあります。（図表2-23）
- これは、ITの普及により、国内において、リサイクルしやすい紙類の生産（消費）が減少し、紙類の排出が抑制され、再生利用率の低下の要因になっていると考えられます。（図表2-23、24、25）
- なお、再生利用率の算出基礎は、市町村等が収集しているごみ、住民・事業者によって市町村管理・委託の処理施設に直接搬入されるごみ、及び市民団体等により回収され、市町村に報告されるごみです。
- 古紙などのリサイクルしやすい廃棄物は統計調査の対象外である民間事業者による回収量が多いことを踏まえ、前計画では、目標設定において、この民間事業者によ

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

る回収状況を加味した再生利用率（推計値）を参考目標値として設定していました。

（平成26（2016）年度推計値約42%、令和2（2020）年度目標値44%）

*民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）

環境省実施の「一般廃棄物処理実態調査」における本県のごみの総資源化量の割合（本県の資源化量÷全国の資源化量）を算出した後、古紙回収などの民間回収量（全国）に当該割合を乗じ、本県における民間回収量（推計値）を算出。

「一般廃棄物処理実態調査」における本県の総資源化量に本県における民間回収量（推計値）を加えた上で再生利用率を算出したもの。

- 民間回収に係る再生利用量の大部分を占める紙類の回収量が減少したことから、平成30（2018）年度において、民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）は、約40%と低下しています。（図表2-25、26）

図表2-23 ゴミの品目別総資源化量の推移（福岡県）

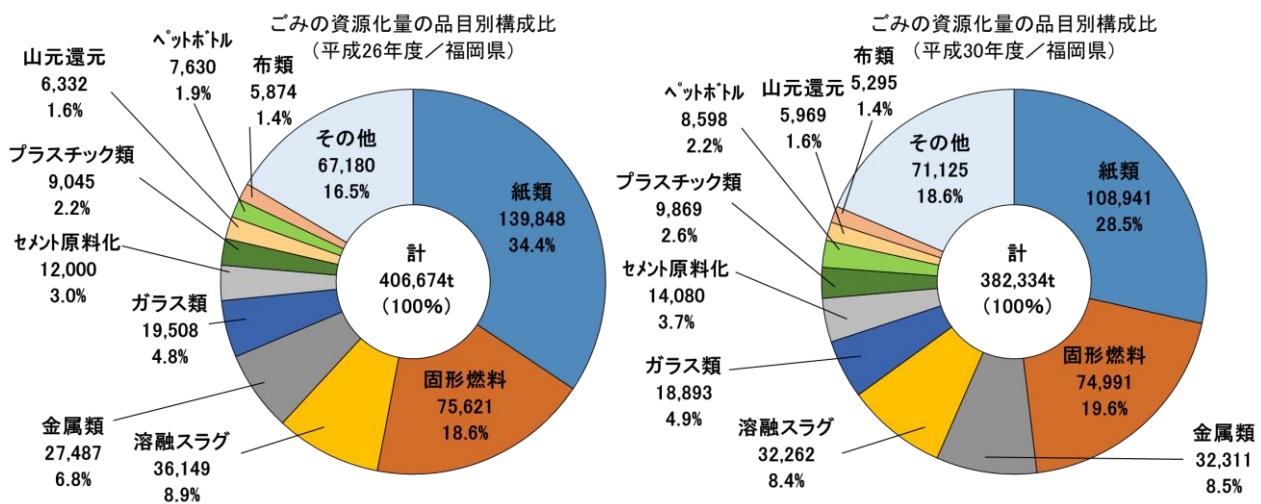
品目	20年度	26年度 (対20年度比)	27年度	28年度	29年度	30年度 (対26年度比)	30年度 (対26年度増減)
ごみ総資源化量 (単位:t)	458,089	406,674 (-11%)	403,919	392,623	390,376	382,334 (-6%)	-24,340
紙類	174,451	139,848 (-20%)	133,027	121,054	113,850	108,941 (-22%)	-30,907
金属類	33,071	27,487 (-17%)	28,260	28,311	29,621	32,311 (+17%)	4,824
ガラス類	21,330	19,508 (-9%)	19,888	18,911	18,940	18,893 (-3%)	-615
ペットボトル	11,432	7,630 (-33%)	7,841	8,038	8,276	8,598 (+13%)	968
プラスチック類	9,659	9,045 (-6%)	9,419	9,586	9,401	9,869 (+9%)	824
布	5,779	5,874 (+2%)	6,190	5,514	5,604	5,295 (-10%)	-579
溶融スラグ	37,418	36,149 (-3%)	35,236	36,510	35,151	32,262 (-11%)	-3,887
固形燃料	75,872	75,621 (±0%)	76,114	75,434	73,735	74,991 (-1%)	-630
セメント原料化	5,681	12,000 (+111%)	11,707	13,581	14,150	14,080 (+17%)	2,080
山元還元	2,276	6,332 (+178%)	5,029	5,770	6,409	5,969 (-6%)	-363
その他	81,120	67,180 (-17%)	71,208	69,914	75,239	71,125 (+6%)	3,945
再生利用率	23.6%	21.9%	21.9%	21.6%	21.9%	21.6%	-0.3ポイント

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

*災害廃棄物を除く。

*山元（やまもと）還元（かんげん）：廃棄物の飛灰等を鉱山（製錬所）へ持ち込み、鉱石と同様に非鉄金属の原料（精錬の対象物）として利用すること。

図表2-24 ごみの資源化量の品目別構成比（福岡県）（単位：t）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（福岡県）」

* 災害廃棄物を除く。

* 数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表2-25 古紙回収量・率の推移（全国）

対象年 (1月～12月)	紙・板紙国内消費 (単位:t)	古紙(回収量) (単位:t)	古紙(回収率)
平成20(2008)年	30,303,211	22,752,247	75.1%
平成26(2014)年	26,916,751	21,749,508	80.8%
平成27(2015)年	26,313,574	21,400,940	81.3%
平成28(2016)年	26,131,677	21,233,289	81.3%
平成29(2017)年	26,023,267	21,047,273	80.9%
平成30(2018)年	25,331,923	20,673,299	81.6%
令和元(2019)年	24,900,712	19,794,252	79.5%

出典：「(公財)古紙再生促進センター ホームページ掲載資料」

* 「古紙回収率」…古紙回収量÷紙・板紙消費量で求められ、国内で消費した紙・板紙のうち、国内で古紙として回収された割合。

図表2-26 民間における再生利用量（全国）（単位：千t）

各団体の個別製品統計データにおける再生利用量（統計調査対象外）					
	ガラスびんリサイクル促進協議会資料	アルミ缶リサイクル協会資料	スチール缶リサイクル協会資料	全国牛乳容器環境協議会資料	(公財)古紙再生促進センター資料
	ガラスびん	アルミ缶	スチール缶	飲料用紙容器	古紙
平成27年度 (2015)	1,129	78	298	39	16,269
平成28年度 (2016)	1,084	71	300	38	16,326
平成29年度 (2017)	1,059	62	282	37	16,222

出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」等

4 最終処分量

平成30（2018）年度の本県の一般廃棄物（ごみ）の最終処分量は182千tで、令和2（2020）年度目標である192千t以内となっています。

- ごみの最終処分量は、前計画では、令和2（2020）年度目標を平成26（2014）年度比2%減としていました。
これに対し、平成26（2014）年度以降、最終処分量は減少、平成30（2018）年度には平成26（2014）年度比で約7%減少しています。（図表2-19）
- ごみの最終処分量の減少は、一般廃棄物の排出量の減少によるほか、焼却等により減量化されるごみの量の割合が増加したことにより焼却残さが減少したことによるものです。
最終処分量のうち焼却残さ量は、平成26（2014）年度において155千tであったのに対し、平成30（2018）年度においては139千tと、16千t減少しています。（図表2-7）

第2 産業廃棄物

図表2-27 前計画の目標の進捗状況（産業廃棄物）

項目	前回の廃棄物処理計画		26年度 実績 (対25年度比)	27年度 実績 (対25年度比)	28年度 実績 (対25年度比)	29年度 実績 (対25年度比)	30年度 実績 (対25年度比)
	25年度 実績	令和2年度 目標					
排出量 (対25年度比)	15,258千t	15,716千t (25年度の 3%増以内)	15,315千t (±0%)	14,836千t (-3%)	14,726千t (-4%)	15,255千t (±0%)	15,140千t (±0%)
再生利用率	汚泥	6.4%	6%	6.6%	6.2%	7.1%	10.2%
	汚泥以外	89.1%	90%	90.2%	86.5%	87.5%	86.0%
最終処分量 (対25年度比)	629千t	648千t (25年度の 3%増以内)	584千t (-7%)	619千t (-2%)	564千t (-10%)	488千t (-22%)	520千t (-17%)

出典：福岡県「環境白書」等

*排出量=発生量-有償物量

有償物量とは、中間処理されることなく、事業場から直接有償で売却されたもの。

*再生利用率=再生利用量÷排出量×100

*最終処分量=直接最終処分量+中間処理後最終処分量

1 排出量

本県の産業廃棄物の排出量は、僅かな増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しており、平成30（2018）年度の産業廃棄物の排出量は15,140千tで、令和2（2020）年度目標である15,716千t以内となっています。

- 産業廃棄物の排出量は景気の影響を受けることから、前計画では、GDPの伸びにより5%程度の排出量増加を予想していました。
これに対し、従来から実施していた産業廃棄物多量排出事業者（年間1,000t以上排出）に対する減量等に関する指導の強化、産業廃棄物税の課税の継続などにより排出量を抑制することで、令和2（2020）年度時点で平成25（2013）年度比3%増の15,716千t以内での抑制を目標としていました。
- 平成25（2013）年度以降、県内総生産は上昇し、平成29（2017）年度では対25（2013）年度比で4.6%上昇しましたが、産業廃棄物排出量は適切な抑制がなされています。（図表2-28）

図表2-28 福岡県内総生産の推移 (単位:100万円)

	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)
県内総生産	18,160,501	18,053,675	18,380,696	18,557,507	18,990,258
増減率(対25年度比)	-	-0.6%	+1.2%	+2.2%	+4.6%

出典:福岡県県民経済計算(平成18~29年度)

2 再生利用率

本県の産業廃棄物の再生利用率は、汚泥については10.2%で、令和2(2020)年度目標である6%に達している一方で、汚泥以外の産業廃棄物については86.7%で、令和2(2020)年度目標である90%に達していません。

- 汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率が低下した一方、汚泥の再生利用率が上昇したため、全体の再生利用率は、平成25(2013)年度と同じく約50%となっています。(図表2-29)
- 汚泥以外の産業廃棄物のうち、がれき類について、近年、排出量及び再生利用量の減少が見られます。なお、がれき類は、全国的にも平成26(2014)年度をピークに排出量及び再生利用量ともに減少しています。(図表2-30)
汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率は、路盤材等の原料としてがれき類の再生利用率が9割を超えるものの再生利用量全体が減少したため、低下したものと推測されます。
- なお、従前から目標値として設定していた再生利用率と別に、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30(2018)年6月策定)において、産業廃棄物の出口側の循環利用率約38%が令和7(2025)年度の目標値として設定されています。

産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

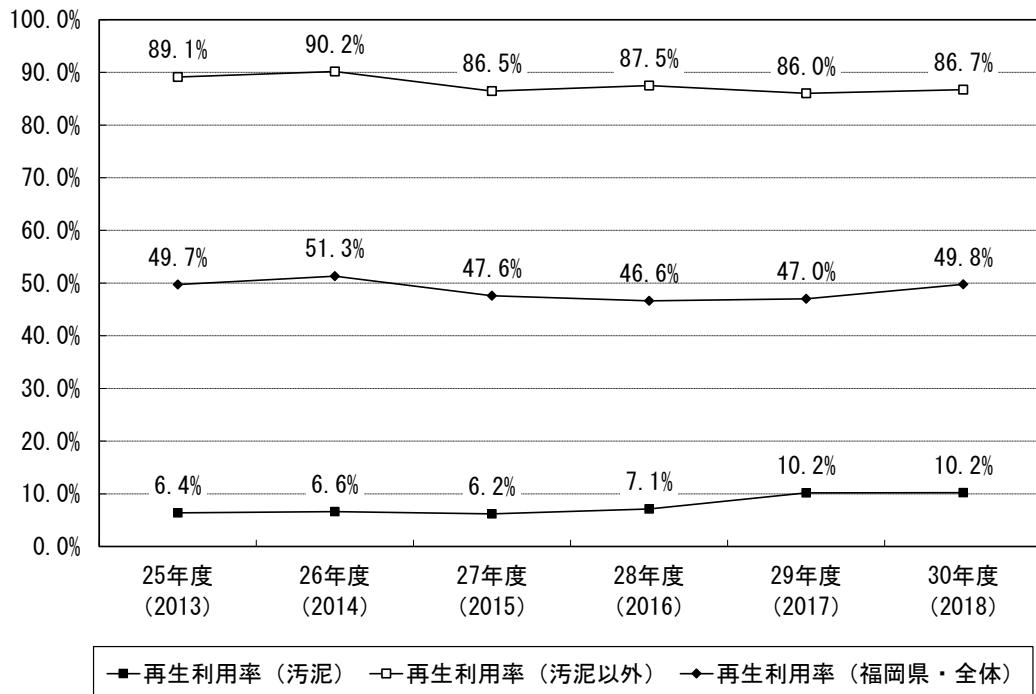
循環利用量…再生利用量+(金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化量)-動物のふん尿の直接再生利用量

*動物のふん尿のうち何らかの処理をされることなく農地に還元されている量は自然還元量と定義し、循環利用量に含めない。

- 本県の産業廃棄物の出口側の循環利用率は、平成30(2018)年度時点で49.9%であり、既に国が定める令和7(2025)年度の目標値を達成しています。(図表2-31)

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

図表2-29 産業廃棄物の再生利用率の推移（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」等

* 再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量 × 100

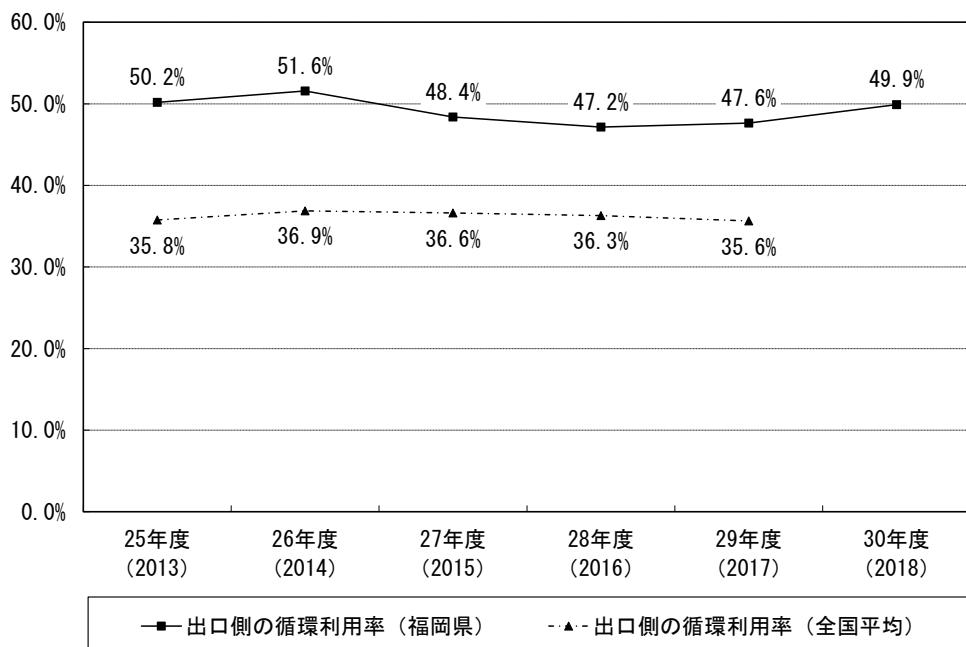
図表2-30 がれき類の排出量及び再生利用量

(単位：千t)		25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	対25年度 増減	対25年度 比
本県	排出量	4,119	3,789	3,587	3,677	3,788	3,591	-528	-12.8%
	再生利用量	3,912	3,640	3,375	3,466	3,552	3,350	-562	-14.4%
	再生利用率（排出量比）	95.0%	96.1%	94.1%	94.2%	93.8%	93.3%	-1.7%	
全国	排出量	63,233	64,394	64,212	63,587	59,773		-3,460	-5.5%
	再生利用量	60,145	61,871	61,691	61,401	57,492		-2,653	-4.4%
	再生利用率（排出量比）	95.1%	96.1%	96.1%	96.6%	96.2%		+1.1%	

出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

* 全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値のため、全国の対25年度増減及び対25年度比は平成29（2017）年度実績との比較

図表2-31 産業廃棄物の出口側の循環利用率（福岡県）



出典：福岡県「環境白書」、環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*産業廃棄物の出口側の循環利用率…産業廃棄物の循環利用量÷産業廃棄物の排出量×100

*循環利用量…再生利用量+（金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化量）－動物のふん尿の直接再生利用量

*全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値

3 最終処分量

平成30（2018）年度の本県の産業廃棄物の最終処分量は520千tで、令和2（2020）年度目標である648千t以内となっています。

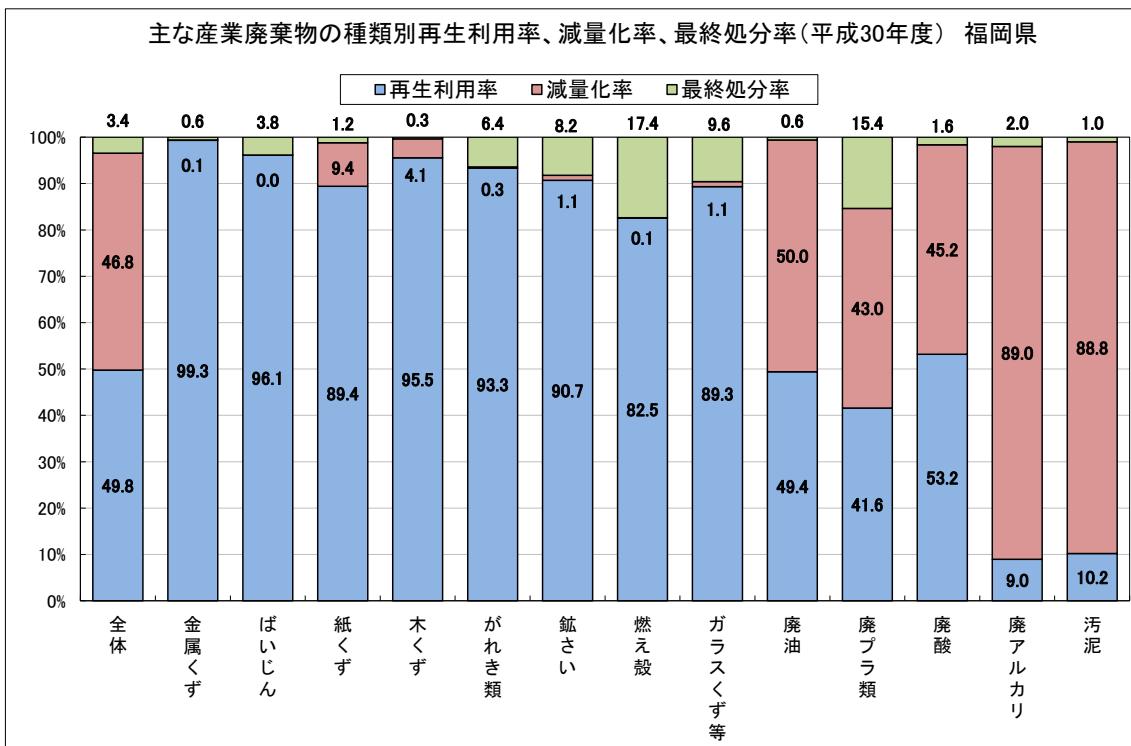
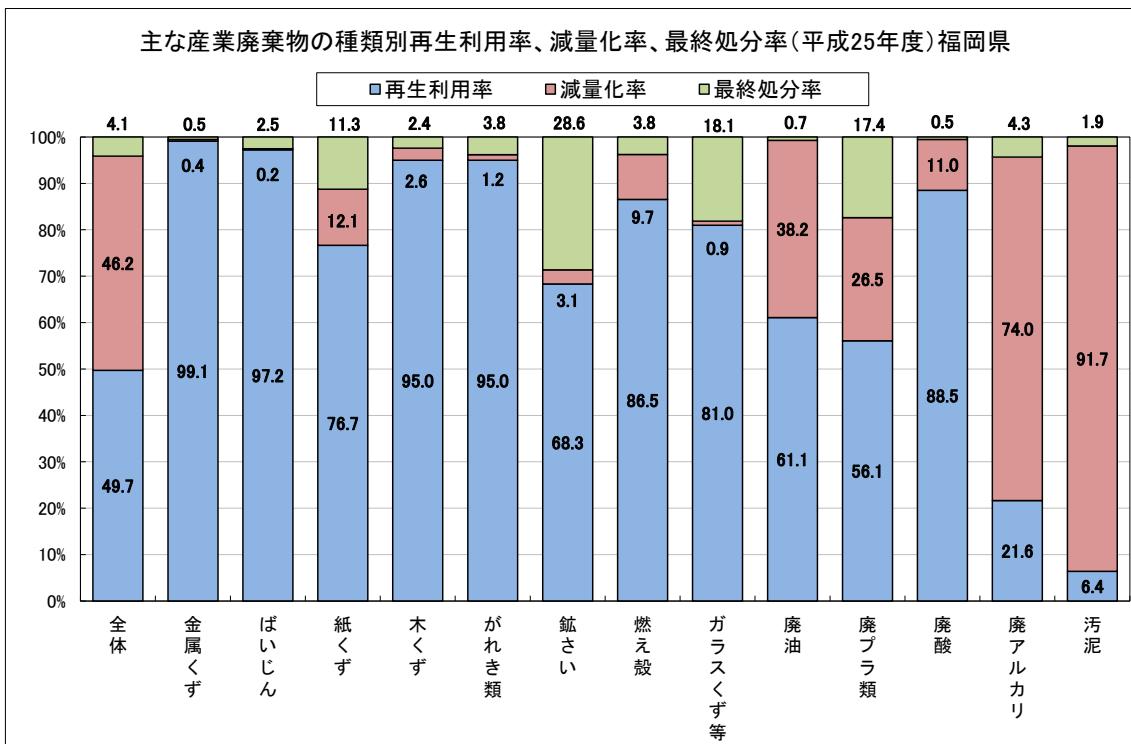
○ 産業廃棄物の最終処分量は、前計画では、令和2（2020）年度時点での平成25（2013）年度比3%増の648千t以内での抑制を目標としていました。

これに対し、平成25（2013）年度以降、最終処分量は減少、平成30（2018）年度には平成25（2013）年度比で約17%減少しています。（図表2-27）

○ これは、産業廃棄物の排出量の約50%を占める汚泥の再生利用率が上昇し、産業廃棄物全体の再生利用率が僅かながら上昇したことや、産業廃棄物全体の減量化率（焼却等の中間処理により廃棄物を減量した量÷排出量）が上昇したことにより、最終処分される廃棄物の割合が減少したものです。（図表2-32、33）

第2章 廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況

図表2-32 主な産業廃棄物の再生利用率、減量化率及び最終処分率(福岡県)



出典：福岡県「環境白書」等

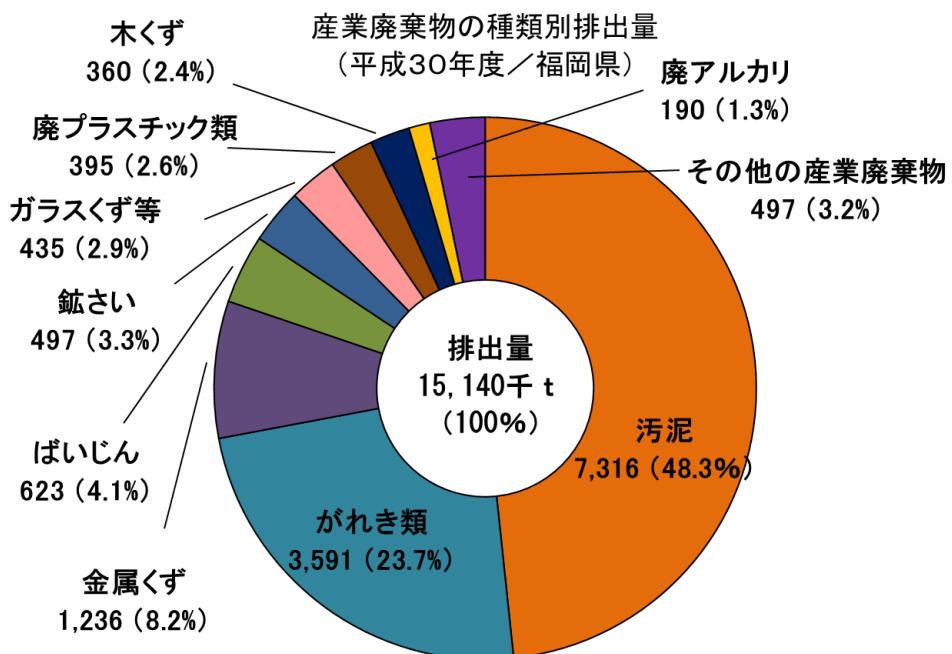
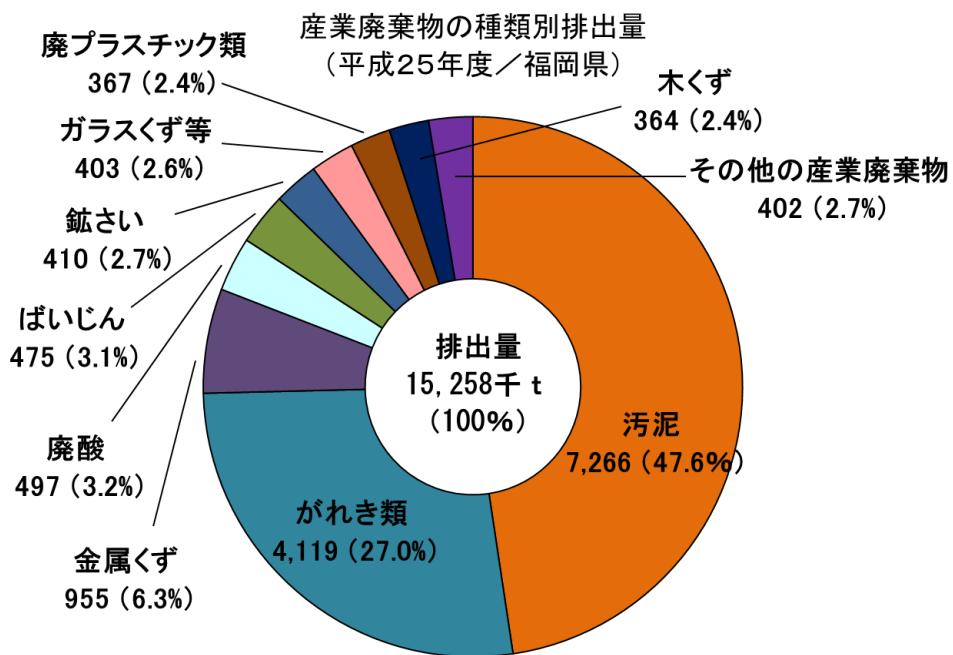
*再生利用率=再生利用量÷排出量×100

*減量化率=減量化量（焼却等の中間処理により廃棄物を減らした量）÷排出量×100

*最終処分率=最終処分量÷排出量×100

*数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

図表2-33 産業廃棄物の種類別排出量(福岡県)



【資料：福岡県「環境白書」】

第3章 廃棄物処理の課題及び基本方針

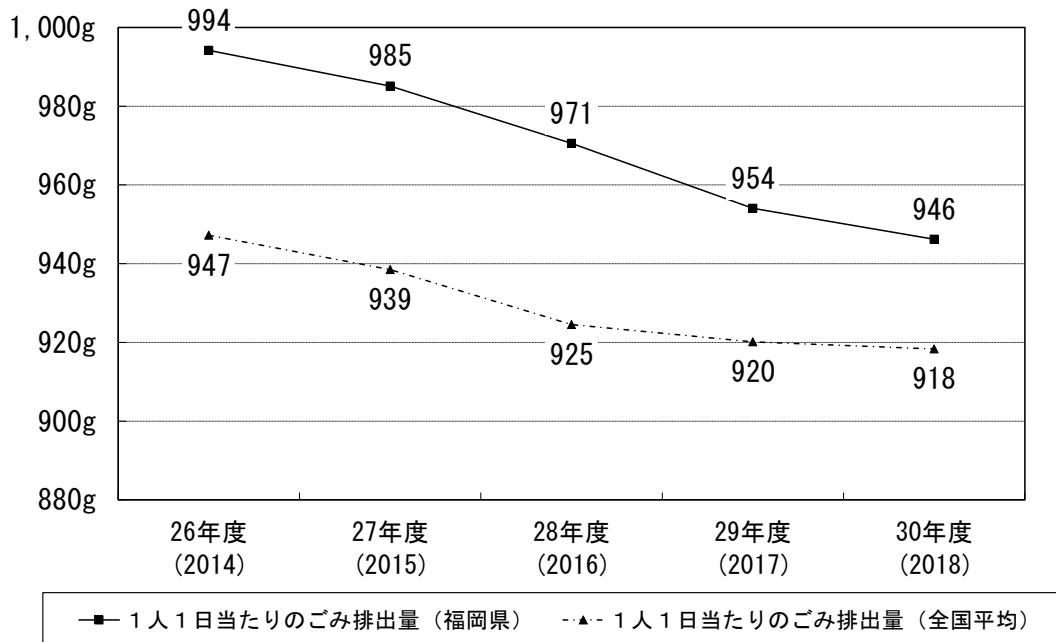
第2章で整理した廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況を踏まえ、本県の廃棄物処理の課題の整理を行い、これらの課題を解決するため、本計画における基本方針を定めます。

第1節 廃棄物処理の課題

第1 一般廃棄物（ごみ）

- 本県の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、近年、減少しています。
しかし、県民1人1日当たりに換算した場合、本県の1人1日当たりの排出量は全国平均より多い状態にあります。（図表3-1）
このため、ごみの発生を抑制することや、そのまま使用できるものは、再使用していくといった取組みを一層進めていく必要があります。

図表3-1 1人1日当たりのごみ（生活系ごみ+事業系ごみ）排出量

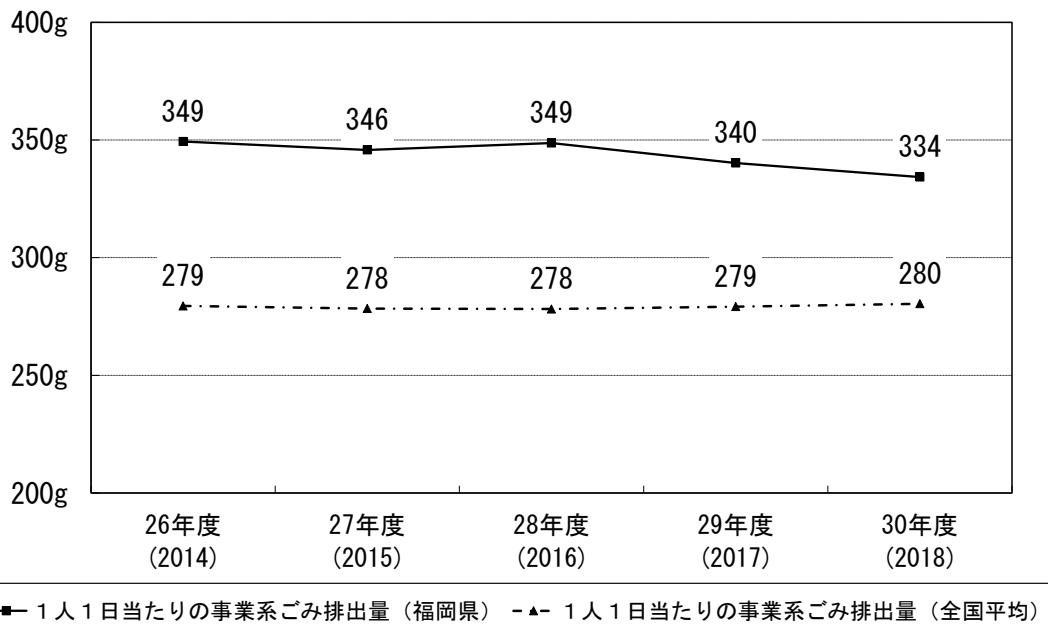


出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- 特に、一般廃棄物（ごみ）のうち事業系ごみについて、国が実施している一般廃棄物処理実態調査によると、本県の県民1人1日当たりに換算した場

合の排出量は減少しているものの、平成30（2018）年度で334gと、全国平均の280gより多いため、県と市町村が一体となって発生抑制の取組みを更に進める必要があります。（図表3-2、3-3）

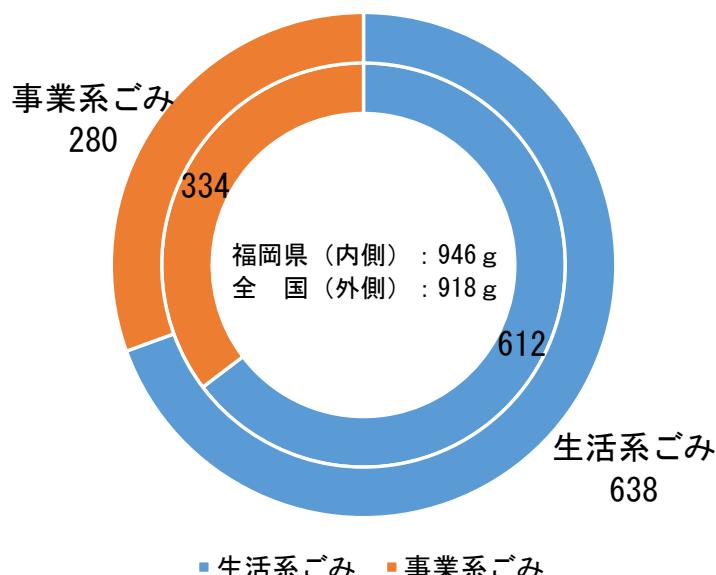
図表3-2 1人1日当たりの事業系ごみ排出量



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

図表3-3 1人1日当たりのごみ（生活系+事業系）排出量の構成（福岡県及び全国）

平成30（2018）年度 排出量



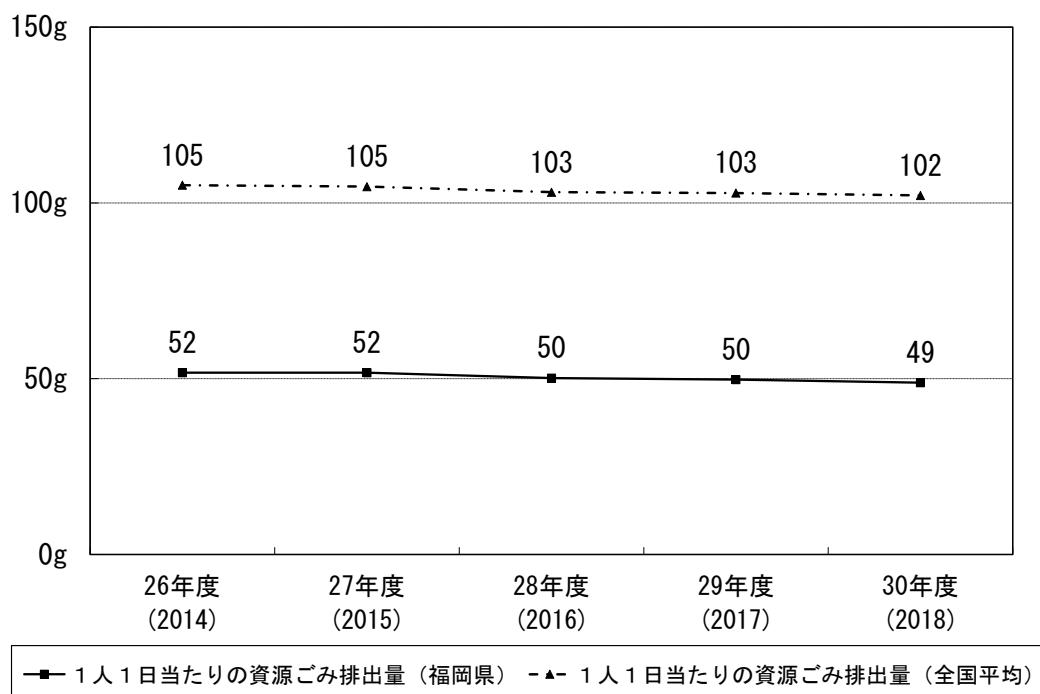
出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- また、本県の県民1人1日当たりに換算した場合の資源ごみの排出量は、平成30（2018）年度で49gと、全国平均の102gより少ない状況です。（図表3-4、3-5）

資源ごみとなるガラスびんや紙類等については、店頭回収や古紙回収など民間による回収が進んでいます。

民間による回収量は、自治体での把握が困難であるため、一般廃棄物処理実態調査には正確に反映されておらず注意が必要ですが、県内で排出されている混合ごみや可燃ごみ等の中に資源として扱われるごみが未だ含まれている可能性があり、資源回収の取組みを更に進める必要があります。

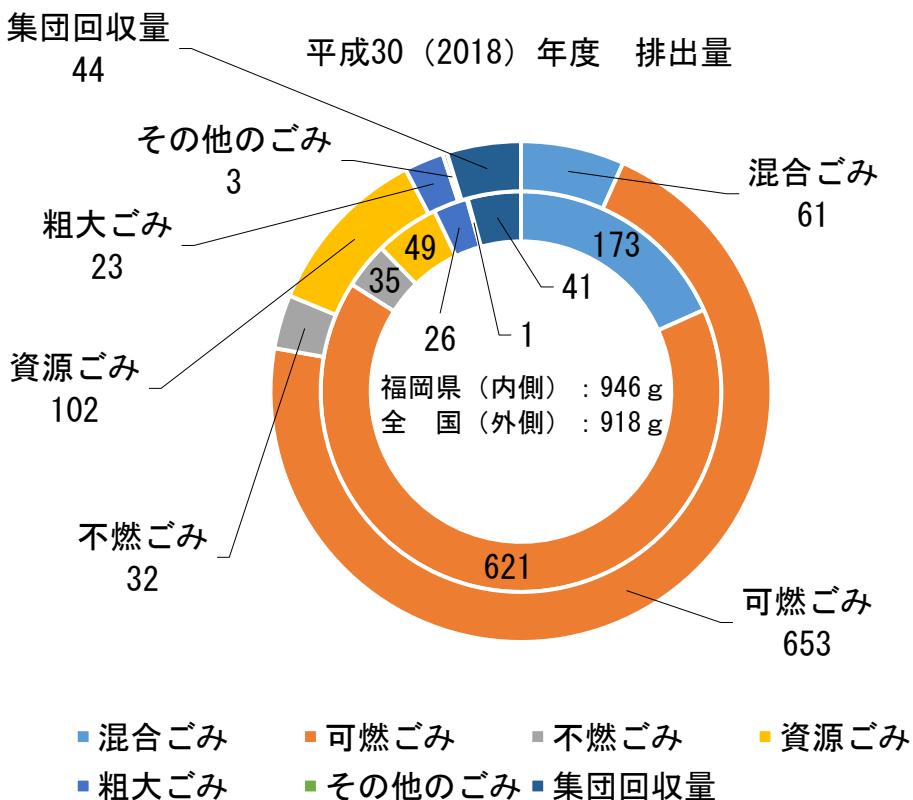
図表3-4 1人1日当たりの資源ごみ（生活系+事業系）排出量



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

*資源ごみとは、生活系ごみ及び事業系ごみのうち、再資源化を目的とし収集されるもの。

図表3-5 1人1日当たりのごみ(生活系+事業系)排出量の品目別構成(福岡県及び全国)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

- 本県のごみの再生利用率は、国の平成30（2018）年度の実績値（20.0%）を上回っているものの、近年は21～22%程度の横ばいで推移しています。今後も、更なるIT化の影響によりペーパーレス化が進み、リサイクルしやすい紙類の生産（消費）が減少し再生利用率が低下することが予想されます。

第2 産業廃棄物

- 本県の産業廃棄物の排出量は、近年、横ばいで推移しています。ただし、産業廃棄物の排出量は景気の動向に左右される傾向があることから、今後の景気動向に留意した上で、更なる排出の抑制や、有用な資源の再使用に取り組んでいく必要があります。
- 本県の産業廃棄物の再生利用率についても、近年、横ばいで推移しています。再生利用率は産業廃棄物の種類によって大きな差があります。このことを踏まえた上で、廃棄物の種類に応じて資源の循環利用を促進するとともに、最終処分量を減らしていくため、再生利用率の維持・向上を図ることが課題となっています。

第3 廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物（ごみ）の不法投棄や産業廃棄物の不適正処理は、依然として発生しており、また、一旦発生すると環境に及ぼす影響が大きく、原状回復にも多大な時間と労力を要することから、監視指導に係る取組みの一層の充実や強化が必要となっています。
- みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取りにより汚水処理を行っている地域においては、生活排水が公共用水域に流れこんで水質汚濁の要因の一つとなつておらず、合併処理浄化槽への転換等を着実に進めることが課題となっています。
- 令和元（2019）年に感染者が初めて確認されて以降、国内外で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、令和2（2020）年4月には、外出や経済活動の自粛等が求められるに至りました。
廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ事業を継続することが求められます。
新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）の拡大に備え、廃棄物処理に携わる市町村や一部事務組合等において、事業継続に必要な資材等を確保する、事業継続計画を策定するなど、感染防止と適切な管理を踏まえた適正な廃棄物処理体制の維持を図ることが必要となっています。
- また、近年、プラスチックに係る問題として、海洋プラスチックが国際的な問題となっています。
特に、海洋プラスチックのうち、波や日光により細分化されたマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）は、生態系や海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。
海洋プラスチックなどの海岸漂着ごみは、家庭から排出される生活系ごみなどの身近なごみに起因するものが多く含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人ひとりの海岸漂着ごみ等の問題への理解を深め、ごみのポイ捨てや散乱を防止していくことが必要です。

第4 災害廃棄物の適正処理

- 本県では、平成29（2017）年の「平成29年7月九州北部豪雨」の発生以降、4年続けて災害が発生しており、発災の度に多量の災害廃棄物が発生していることから、引き続き市町村や関係団体等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進める必要があります。
- 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、地域の核となる一般廃棄物処理施設において、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等により、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保することが必要です。
- また、災害廃棄物の迅速な処理のためには災害廃棄物の広域処理が重要となることから、災害時の広域的な廃棄物処理体制を整備することが必要です。

第5 人づくりへの取組み

- 持続可能な社会を実現するためには、環境教育や環境学習を通じて、地域の環境に関する課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりが必要となります。
特に、これから社会を担う子どもたちへの環境教育は非常に重要です。
- 効果的な人づくりを進めるためには、県民、NPO、事業者、行政等がそれぞれの情報やネットワークを持ち寄り、連携をより一層強化し、社会全体として推進していくことが必要となります。

第2節 廃棄物処理の基本方針

前節の課題を解決するための今後の基本方針として、平成30（2018）年3月に策定された第四次福岡県環境総合基本計画（計画期間：平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）を基に、次の3つを定めます。

本計画の基本方針

- 1 資源の消費抑制**
- 2 資源循環利用の推進**
- 3 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減**

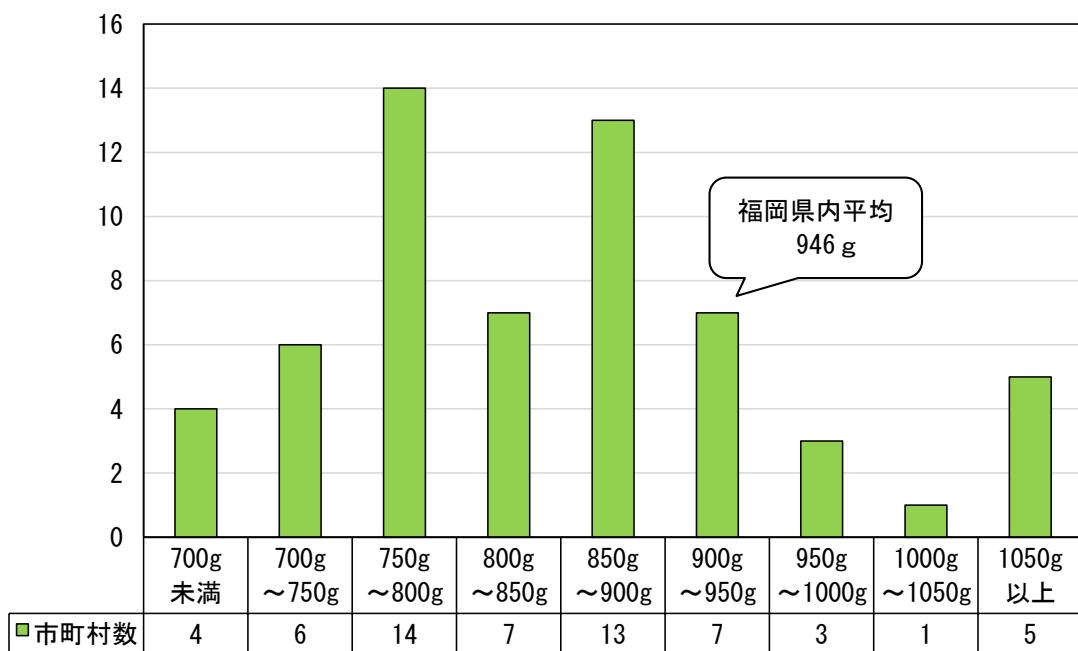
第1 資源の消費抑制

- 私たちの暮らしや経済が持続的に発展していくため、資源の消費ができるだけ抑制し、地球上の限りある資源を持続的に利用していく循環型社会の構築を目指します。
 - 本県では、循環型社会の構築のため、廃棄物をできるだけ発生させない（Reduce：リデュース）、使えるものは繰り返し使う（Reuse：リユース）、再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）の順番で取り組み、リサイクルと比べて環境負荷軽減効果が大きい2R（リデュース、リユース）を優先的に推進していきます。
 - 一般廃棄物（ごみ）のうち、1人1日当たりに換算した場合に全国平均より多く排出されている事業系ごみについて、市町村、事業者等と協力し削減に取り組みます。
 - 特に食品ロスの削減は、一般廃棄物（ごみ）の大きな比率※を占める食品廃棄物の発生抑制に加え、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する責任を果たしていくためにも重要な取組みです。
そのため、食品関係事業者や有識者、消費者団体、行政が一体となった県民運動の促進を実施し、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図ります。
- (※) ごみの排出量において、紙類(約35%)、厨芥類（食品廃棄物・生ごみ）(約30%)及びプラスチック(約9%)で70%以上を占めている。（環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」（平成29年度実績））
- また、一般廃棄物（ごみ）の排出量は市町村ごとに隔たりがあります。（図

表3-6)

「環境白書」等を用いて、県内で一般廃棄物（ごみ）の削減の取組みが進んでいる市町村等の事例を紹介し共有するなど、各地域におけるごみの削減の取組みを促進します。

図表3-6 各市町村の1人1日当たりのごみ（生活系+事業系）排出量分布
(平成30年度)



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

*県内市町村数=60

- 産業廃棄物については、景気の動向に左右される傾向があるため今後の景気動向に留意し適切に抑制していきます。
- 「一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育」であるE S D (Education for Sustainable Development) の視点を取り入れ、環境教育・環境学習を進めていきます。

第2 資源循環利用の推進

- 2R（リデュース、リユース）を推進しても発生する廃棄物について、最終処分量の削減を進めるため、更なる資源循環利用の推進を図ります。
- 排出される廃棄物の中には未だ資源として利活用できるものが含まれている可能性があるため、こうした未利用資源について、地域の実状や資源の特性に応じた様々な循環利用を可能とする資源循環型の社会を目指します。
- 特に、プラスチックについて、国は、「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年5月）を策定し、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進することとしています。更に、「プラスチック資源循環戦略」を進めていくため、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」（令和3年1月29日中央環境審議会）において、施策の方向性が示されています。

【参考】国における今後のプラスチック資源循環施策の方向性

主な施策	具体的な内容
リデュースの徹底	○ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品について、製造事業者における軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換、流通・サービス事業者等における過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備 等
効果的・効率的で持続可能なリサイクル	○市町村において、家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品をプラスチック資源として分別回収 ○家庭から排出されたプラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルすることや、市町村とリサイクル事業者で重複している選別等の中間処理を一体的に実施することが可能となる環境を整備 等
再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進	○バイオマスプラスチック導入にむけた基本的な方針や生産設備・技術開発支援、政府率先調達等による需要喚起等の必要な施策を整理したバイオマスプラスチック導入口ロードマップを策定し、ロードマップに基づき施策を展開 等
分野横断的な促進策	○消費者の理解・協力の促進 ○企業・地方公共団体による先進的取組みの展開 等

- 今後の国の動向等を踏まえながら、本県におけるプラスチック資源循環の施策を進めます。

* 本県では、令和2（2020）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて、プラスチックごみ削減に向けた取組みの方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。

今後、この憲章に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なりサイクルの推進」及び「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」を施策の柱として、本県のプラスチック資源循環の促進に取り組みます。

- このほか、福岡県リサイクル総合研究事業化センターを活用し、産学官民の協力のもと、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術の開発や効果的な分別収集システムの開発などを行い、資源循環利用を進めます。

第3 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

- 廃棄物は、廃棄物を処理する市町村や処理業者において、生活環境保全上の支障が生じないよう、廃棄物処理法等の関連法規を遵守し、しっかりした管理体制を整備し、適正に処理を行うよう図っていきます。
- また、不適正処理事案については、適切な指導や厳正な处分で臨むとともに、各主体の連携による監視指導に係る取組みの一層の充実強化を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）に係る対策として、情報の提供及び共有や助言等を通じ、廃棄物処理に携わる市町村や関係団体の事業継続体制の強化に努めます。
- 災害廃棄物については、平成28（2016）年3月に策定した「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づき災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、強靭な廃棄物処理システム、広域的な廃棄物処理体制の構築を進めます。

第4章 目標の設定

第1節 廃棄物の減量化等の目標の設定の考え方

本章では、本計画の対象期間（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）における目標を定めます。

前計画の目標の設定において参考とした「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号）は、内容に大幅な変更の必要がないとの理由から、令和2（2020）年度以降の目標等を示す改定は、平成28（2016）年1月以降行われていません。

そのため、本計画の目標の設定に当たっては、国が策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月閣議決定）において示された令和7（2025）年度数値目標を参考にしながら、本県の廃棄物処理の現状や廃棄物の特性に応じ、資源の循環利用を促進しながら、減量化等の目標の設定を行うこととします。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」における指標・数値目標（抜粋）

指標		令和7（2025）年度数値目標
一般廃棄物	一般廃棄物の総排出量	約3,800万t
	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g
	一般廃棄物の再生利用量の割合	出口側の循環利用率 約28%
	一般廃棄物の最終処分量	約320万t
産業廃棄物	産業廃棄物の排出量	約3億9,000万t
	産業廃棄物の再生利用量の割合	出口側の循環利用率 約38%
	産業廃棄物の最終処分量	約1,000万t

- 出口側の循環利用率（一般廃棄物）

(出口側の循環利用率) = (循環利用量) ÷ { (ごみの総処理量) + (集団回収量) } × 100

(循環利用量) = (直接資源化量) + (中間処理後資源化量) + (集団回収量)

*理論上は再生利用率と同様の数値となる。

- 出口側の循環利用率（産業廃棄物）

(出口側の循環利用率) = (循環利用量) ÷ (排出量) × 100

(循環利用量) = (再生利用量) + (金属くず・ガラスくず等・鉱さい・がれき類の減量化) - (動物のふん尿の直接再生利用量)

第2節 廃棄物の減量化等の目標

第1 一般廃棄物（ごみ）

1 総排出量

- ごみの総排出量は、今後、世帯消費動向に連動した排出量の減量が見込まれること（ごみ3%減）や本県の人口の将来推計（人口減少1%減）を考慮すると、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて4%の減少が予測されます。
- 本県では、「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」や「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を活用したプラスチック資源循環の取組みの促進など、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等の取組みを各主体と協力し実施することによりごみの削減を進めます。
- また、前述したとおり県民1人1日当たりの排出量は946g（図表3-1）ですが、排出量が1,000gを超える自治体もあることから、本県と市町村で廃棄物の減量化や資源循環を図る施策を進め、排出量の平準化を進めます。
更に、県内市町村廃棄物担当課長会議などの開催を通じて、県内市町村に対し、ごみ排出量削減に向けた先進的な取組み事例の紹介をはじめとした廃棄物の減量化と資源循環の働きかけを継続します。
- これらの取組みにより、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて排出量を更に1%削減し、予測と合わせて、総排出量を5%削減することを目標とします。なお、本県では、全国平均と比較して生活系ごみの排出量が少ない一方で事業系ごみの排出量が多いため（図表3-2、3-3）、事業系ごみを中心としたごみの削減を進めます。

2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系ごみ（計画収集量+直接搬入量）から資源ごみを控除した量）は、総排出量と同じく、世帯消費動向に連動した排出量の減量（家庭系ごみ3%減）が見込まれます。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として実践されている「新しい生活様式」の浸透により、飲食物のテイクアウトや宅配、物品の通信販売等の利用が増加することで、容器や梱包材等のごみが増加すること（家庭系ごみ2%増）が見込まれます。
- 本県では、食品ロス削減及びプラスチック排出抑制等に取り組むことで更なるご

みの削減を進めます。

これらを考慮すると、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度にかけて約2%削減（1人1日当たり516g）となり、これを目標とします。

3 再生利用率

○ 再生利用率は、更なるIT化の影響を受けペーパーレス化が進むことにより、再生利用が容易な紙類の排出が減少し再生利用率が低下することが予測されます。

これに対し、ごみの分別を促し資源の循環利用を促進することで、再生利用率の向上を図るよう取り組み、令和7（2025）年度における目標値を22%とします。

○ なお、古紙やペットボトル等のリサイクルしやすい廃棄物は、統計調査の対象外である民間事業者による回収量が多いことを踏まえ、目標設定において、この民間事業者による回収状況を加味した再生利用率（推計値）を参考値として併記します。

4 最終処分量

○ 最終処分量は、ごみ総排出量の削減や循環利用の促進等の取組みによる最終処分量の削減に加え、焼却施設の新設に伴うごみの減量化率の上昇を考慮し、令和7（2025）年度目標値を平成30（2018）年度比6%の削減とします。

○ なお、総排出量等の目標達成のため、市町村と連携するとともに、県民やNPO、学校など多様な主体とも連携し、ごみ削減等の取組みを進めます。

図表4-1 一般廃棄物の減量化等の目標

区分	本県の令和7(2025)年度目標値	備考
ごみ総排出量の増減率 (平成30(2018)年度比)	-5%	生活系ごみ:-3% 事業系ごみ:-9% (それぞれ人口減少-1%の影響を含む)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (平成30(2018)年度比)	516 g (約-2%)	生活系ごみの減少率から人口減少の影響を除外
再生利用率(排出量比)	22% 民間リサイクルを加味した再生利用率 40% (推計値)	民間事業者によるリサイクルを加味した推計を参考値として併記
最終処分量の増減率 (平成30(2018)年度比)	-6%	

図表4-2 本県の一般廃棄物の排出・処理の状況及び目標値

区分	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	県の令和7(2025)年度目標値	前計画における県の令和2(2020)年度目標値(参考)
ごみ総排出量	1,785千t	1,769千t	1,681千t 平成30(2018)年度比 -5%	1,820千t 平成26(2014)年度比 -2%
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	526g	528g	516g 平成30(2018)年度比 約-2%	538g 平成26(2014)年度比 -1%
再生利用率(総排出量比)	21.9%	21.6%	22%	23%
最終処分量	180千t	182千t	171千t 平成30(2018)年度比 -6%	191千t 平成26(2014)年度比 -2%

図表4-3 全国的一般廃棄物の排出・処理の状況及び国の目標値(参考)

区分	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	国の令和7(2025)年度目標値	国の令和2(2020)年度目標値(参考)
ごみ総排出量	42,894千t	42,716千t	約38,000千t 平成30(2018)年度比 -11%	約39,800千t 平成24(2012)年度比 -12%
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	505g	505g	440g 平成30(2018)年度比 -13%	500g 平成24(2012)年度比 -6%
再生利用率	20.2%(総排出量比)	20.0%(総排出量比)	28% (出口側の循環利用率)	27% (総排出量比)
最終処分量	3,859千t	3,835千t	約3,200千t 平成30(2018)年度比 -17%	約4,000千t 平成24(2012)年度比 -14%

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

第2 産業廃棄物

1 排出量

- 産業廃棄物の排出量は景気の影響を受ける傾向にあることから、今後のGDPの伸び率を踏まえると、令和7（2025）年度には平成30（2018）年度と比較して約2%の排出量の増加が見込まれます。
- これに対し、前計画から引き続き多量排出事業者（年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する事業者）に対する減量等に関する指導の実施や産業廃棄物税を課すことで1%の排出抑制を図り、令和7（2025）年度において、平成30（2018）年度と比較して1%増以内で排出量を抑制することを目標とします。

2 再生利用率

- 再生利用率は、実態として、産業廃棄物の種類（特に汚泥と汚泥以外のもの）によって大きな差があることを踏まえ、本県では、産業廃棄物のうち汚泥と汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率をそれぞれ定めます。
- 汚泥については、脱水により大幅に減量化（90%程度の減量化）されることから、今以上の再生利用率の増加を見込むことが困難であるため、現状の10%の維持を目標とします。
- 汚泥以外の産業廃棄物については、产学研官民が連携して行う資源循環利用の促進、やリサイクル製品認定制度等の取組みを一層推進することにより再生利用率の向上を図っていくこととし、令和7（2025）年度における目標値を90%とします。
- なお、これらの目標を達成することにより、汚泥と汚泥以外の産業廃棄物を合わせた産業廃棄物（全体）の再生利用率は51%となります。

3 最終処分量

- 最終処分量は、排出量の約1%増以内の抑制を踏まえ、令和7（2025）年度において、平成30（2018）年度と比較して1%増以内で最終処分量を抑制することを目標とします。

図表4-4 産業廃棄物の減量化等の目標

区分	本県の令和7（2025）年度目標値		備考
排出量の増減率 (平成30（2018）年度比)	1%増以内の抑制		
再生利用率 (排出量比)	汚泥	10%	
	汚泥以外	90%	
最終処分量の増減率 (平成30（2018）年度比)	1%増以内の抑制		

図表4-5 本県の産業廃棄物の排出・処理の状況及び目標値

区分	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	県の令和7（2025） 年度目標値	県の令和2（2020） 年度目標値（参考）
排出量	15,255千t	15,140千t	15,291千t 平成30（2018）年度比 1%増以内	15,716千t 平成25（2013）年度比 3%増以内
再生利用率 (排出量比)	汚泥	10.2%	10%	6%
	汚泥以外	86.0%	90%	90%
最終処分量	488千t	520千t	526千t 平成30（2018）年度比 1%増以内	648千t 平成25（2013）年度比 3%増以内

図表4-6 全国の産業廃棄物の排出・処理の状況及び国の目標値（参考）

区分	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	国の令和7（2025） 年度目標値	国の令和2（2020） 年度目標値（参考）
排出量	389,779千t	386,287千t	約390,000千t 平成29（2017） 年度比 1%増以内	約390,000千t 平成24（2012） 年度比 3%増以内
再生利用率	52.5% (排出量比)	52.1% (排出量比)	38% (出口側の循環利用率)	56% (排出量比)
最終処分量	10,164千t	9,932千t	約10,000千t 平成29（2017） 年度比 1%増以内	約13,000千t 平成24（2012） 年度比 -1%

出典：環境省「産業廃棄物排出・処理状況調査報告書」等

*全国の排出量等実績は平成29（2017）年度が最新値

第5章 各主体の役割及び連携

廃棄物は、諸々の主体の様々な活動に伴い発生するものであることから、廃棄物に係る問題の解決のためには、県民や排出事業者等のそれぞれの主体が、自らの活動形態や立場に応じた対策に、行政機関とも連携して取り組む必要があります。

また、行政機関は、自らも排出事業者としての取組みを進めるとともに、適切な施策の実施により各主体の取組みや連携を支援・促進し、総合的な解決策を推進していきます。

第3章で整理した本計画の基本方針を踏まえた、また、第4章で整理した本計画の目標を達成するための、それぞれの主体に期待される主な役割や連携について整理します。

第1節 県民

- 県民は、日常の生活（商品・食品等の購入・使用・廃棄）において、ごみ（廃棄物）の発生の抑制（リデュース）をはじめ、いったん使用された製品等の再使用（リユース）や、再生利用（リサイクル）のための分別収集の取組み（3R）への協力に努めなければなりません。
例えば、大量消費型のライフスタイルから循環を基調としたライフスタイルへの転換に伴い、過剰包装の辞退や詰替用製品の購入等が求められます。
- 製品の購入に際し、環境に配慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入（グリーン購入）するよう努めるほか、食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に努めなければなりません。
- ごみを決められた場所に捨てる（ポイ捨てしない）、ごみ袋はしっかりと封をして捨てるなど、適正な処理や新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止を考慮した処理に努めなければなりません。
- 行政機関が行う調査や施策に協力するとともに、ごみに関する地域の課題に关心を持ち、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努めなければなりません。

第2節 事業者(排出事業者)

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責任を自覚し、廃棄物の発生抑制と資源の循環利用に留意しながら、廃棄物処理法等の法令に基づいて適正な処理を行わなければなりません。
- 製品の製造や販売等、事業活動を行うに当たっては、持続的発展に不可欠な自らの社会的責任を認識し、資源の消費ができる限り抑制し、資源生産性を向上させるよう、特に2R（発生抑制・再使用）に留意しなければなりません。
- また、製品の製造や販売に際して、その製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用・処分への配慮、修繕体制の整備、消費者への必要な情報提供等に努めなければなりません。
- 特に、プラスチックについては、海洋プラスチックなどによる環境汚染が懸念されていることから、3Rに加え、製品の製造等における再生素材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）への切り替えといった、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」の基本原則に沿った取組みを進めるよう努めなければなりません。
- 行政機関が行う調査や施策、ごみの分別回収に協力するとともに、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努めなければなりません。

第3節 廃棄物等処理業者

- 静脈産業（製品が廃棄物等となった後にその適正な処分やリサイクルを行う産業）である、廃棄物処理業、再生資源の回収業等に携わる者は、廃棄物の処理または資源回収の体制を強化し、処理や資源回収方法を高度化するなど、持続可能な社会の構築の重要な担い手としての責任を認識し事業を行うとともに、行政機関や地域の資源循環の取組みに協力するよう努めなければなりません。
- また、廃棄物処理業、再生資源の回収業等に携わる者は、廃棄物や再生資源を適正に取り扱うとともに、含まれる有用資源を積極的に回収し、循環利用することに努めなければなりません。
- 一般廃棄物の処理に携わる者は、廃棄物処理法等の法令を遵守し、市町村の一般廃棄物処理計画及び市町村の指導監督に沿った適正な処理の実施をしなければなりません。
- 産業廃棄物の処理に携わる者は、排出者の理解を求め、法令に従った適正な処理

を行うとともに、処理施設の設置及び運営に当たっては、情報公開を進め、住民の理解を得て、適正に行わなければなりません。

第4節 市町村

- 市町村は、区域内における一般廃棄物の状況を適切に把握した上で、法令の遵守と適正な執行を原則に、本計画と連携した一般廃棄物処理計画を作成し、住民、事業者、廃棄物等処理業者の理解と協力、適切な役割分担や関係行政機関との連携のもと、特に2R（発生抑制・再使用）を推進し、それぞれの資源に応じた適正な循環利用を計画的・広域的に行うよう努め、地域循環圏の形成を図っていくものとします。
- 発生抑制や分別回収に努めてもなお処分しなければならない一般廃棄物が生じる場合、適正な中間処理及び最終処分を行うものとします。
- 廃棄物の発生抑制や減量化に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取組みを促進するものとします。
また、廃棄物の発生抑制や減量化を図る取組みを進めるとともに、発生した廃棄物の再資源化を推進し、最終処分される廃棄物の削減を図っていくものとします。
- 産業廃棄物については、一般の市町村においては県の施策への協力に努めるとともに、保健所設置市においては、県等と連携して広域的な視点から整合性のある施策を実施し、産業廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用、適正処分等が図られるよう努めるものとします。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、被災地の迅速な復興と生活環境の保全を図るため、県、他市町村等と連携して、迅速かつ適正な処理に努めるものとします。

第5節 県

- 本計画に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に係る諸施策を県民、事業者、廃棄物等処理業者、市町村、国等との連携を図りつつ、円滑かつ着実に実施します。
- 特に、プラスチックについては、バイオマスプラスチック等の代替品の適切な利用促進など、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」の基本原則に基づく取組みを進めるとともに、「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に基づく事業者、県民、行政など各主体の取組みを促します。
- 一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう、市町村へ有効

な情報提供や助言を行います。

- 環境美化に熱心に取り組む個人や団体を表彰するとともに、海岸漂着物対策や海洋プラスチックごみの発生抑制に向けた県民の普及啓発など廃棄物処理に関する県民の理解・協力に資する取組みを進めます。
- 地域における廃棄物の排出実態や地域資源の特性などを踏まえ、県内全域で地域循環圏の形成が進むよう、広域的な視点から市町村間の調整を行うなど、支援に努めます。
- また、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に当たり、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、市町村の総合調整に努めます。
- 産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者及び廃棄物処理業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に廃棄物処理法等の法令を執行します。
- 県の関係部局間の緊密な連携を図りながら、総合的に施策を実施します。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村、近隣県、国、関連団体等と連携しながら、被災地の迅速な復興と生活環境の保全を図るため、迅速かつ適切な処理に努めます。

第6章 主要施策

第3章の廃棄物処理の基本方針及び第4章で定めた目標に基づき、また第5章で定めた各主体の役割及び連携の取組みを踏まえて、県が今後実施していく主要な施策を整理します。

第1節 資源の消費抑制

第1 持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進

1 ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動

更なるごみ減量化・リサイクルを図るため、普及啓発の活動を行い、県民の意識啓発を図ります。

(1) 「3Rの達人」派遣事業

3Rについて知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣します。

(2) 3R協働推進事業

3Rの効率的・効果的な推進を図るため、NPO・ボランティア団体と協働して、リサイクル施設の見学等の啓発事業を実施し、環境活動、環境学習の場や機会の提供等を行います。

(3) 「九州まちの修理屋さん」事業

九州7県共同で、ものの修理（リペア）を推奨し、廃棄物となることをできるだけ抑制するため、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介します。

(4) 福岡県循環型社会形成推進功労者知事表彰

3R等の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰し、その功績をたたえることにより、循環型社会の形成を図ります。

2 産業廃棄物税を活用した3R等の推進

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組みに誘導することを目的とし、平成17（2005）年度から導入しています。（図表6-1）

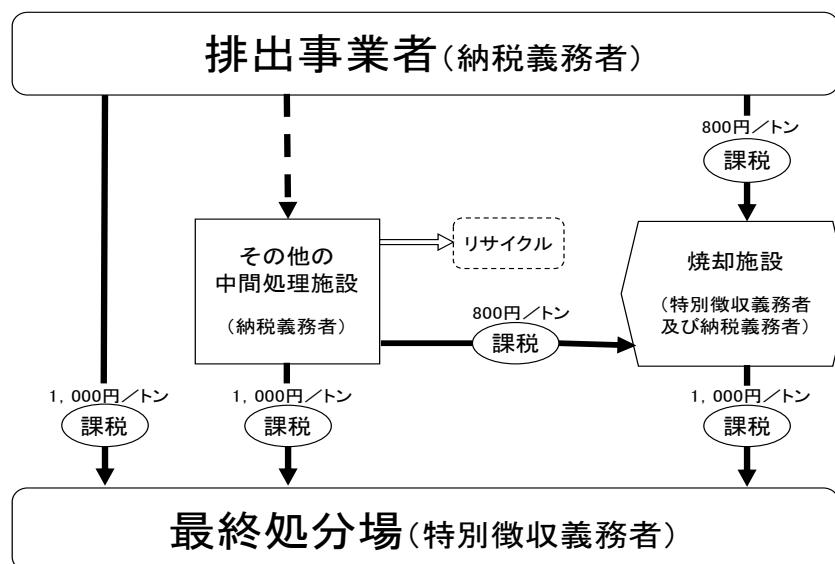
産業廃棄物の焼却施設への搬入量や最終処分場への搬入量は、小幅な増減がありますが産業廃棄物税導入当初に比べると減少しています。（図表6-2）

また、排出事業者に対して行った意識調査において、焼却施設及び最終処分場への搬出量は減少傾向にあると回答した事業者が多いとの結果が出ています。

このように、産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者のリサイクル等の取組促進など一定の効果を発揮しています。

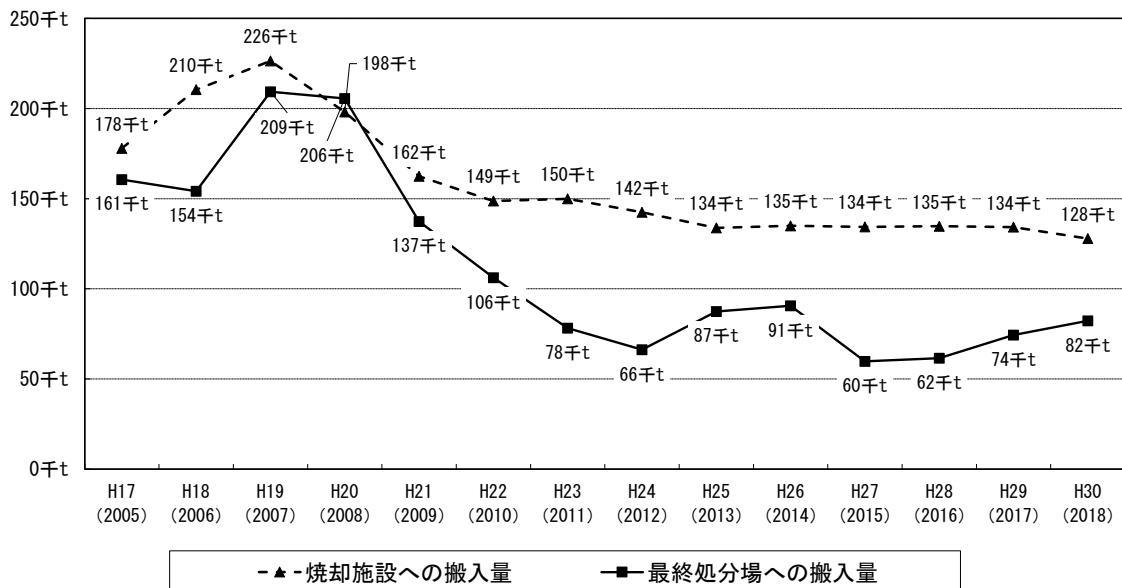
更に、産業廃棄物税は、産業廃棄物の再資源化施設整備に対する補助やリサイクル製品の普及などの施策の財源となっており、引き続き、産業廃棄物税を財源として、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策を実施します。

図表 6-1 産業廃棄物税の仕組み



- 産業廃棄物のより高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに中間処理施設への搬入に課税
- 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理段階への搬入の課税に当たっては、焼却施設への搬入のみに課税

図表6-2 産業廃棄物税導入後の焼却施設・最終処分場への搬入量の推移



出典：「福岡県産業廃棄物税条例の施行後の状況と今後の方針等について」（令和元（2019）年10月）

* 焼却施設及び最終処分場への搬入量は、各年（1月から12月）の産業廃棄物税の課税標準量（県内における課税対象施設への搬入量）を示したもの。ただし、初年度の平成17（2005）年度は、4月から12月の間における搬入量。

* 県外から搬入され処理された量が含まれるため、図表2-14等で提示している本県の最終処分量（本県で排出され最終処分された量）と異なる。

3 食品ロス削減推進事業

本県では、平成28（2016）年から、食品ロスの発生量を減らすために「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置し、食品関係事業者や有識者、消費者団体、行政が一体となって下記のような県民運動の促進を実施し、資源の有効利用を通じて循環型社会の推進を図ってきました。

このようななか、食品ロスの削減を国民運動として推進するため、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

今後は下記の施策に加えて、同法に基づき、令和3（2021）年度に「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、計画に基づいた施策を実施していきます。

（1）福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）

外食・食品販売段階での食品ロスを削減するため、食品ロス削減に取り組む活動（例：料理の持ち帰りや小分け販売など）を実施する飲食店や小売店を「食べもの余らせん隊」として登録し、食品ロス削減に取り組む店舗として県ホームページ等に掲載して紹介します。

(2) フードバンク活動の普及・促進

未利用食品を福祉施設等に無償提供する、いわゆる「フードバンク活動」を支援するため、食品提供企業とフードバンク団体のネットワーク構築や、フードバンク活動を行ううえでの基準や条件等を示すガイドラインの作成、提供食品がフードバンク団体を通じて利用者にわたるまでのプロセスに関する情報（トレーサビリティ情報）を確保するための「フードバンク活動支援システム」の開発などを通じて、団体の運営基盤の強化と活動支援を図ってきました。

また、平成31（2019）年4月には、食品寄贈企業の開拓などの県内フードバンク活動の推進を目的とする一般社団法人福岡県フードバンク協議会の設立を支援しました。

今後も、こうした取組みを通じて、フードバンク活動を普及促進していきます。

(3) 食品ロス削減に係る啓発活動

令和元（2019）年に、家庭で実践できる取組みについて紹介する啓発CMを制作し、街頭ビジョンなどで放映し、県民の意識醸成を図っています。

このほか、県内の小・中学生を対象とした食品ロス削減ポスターコンテストの開催や宴會時の開始30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しなくそう30・10運動」を県広報で呼びかけるなど、啓発活動を実施します。

4 プラスチック資源循環の促進

本県では、プラスチックごみ削減を県全体で進めるため、令和2（2020）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置し、国の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて、プラスチックごみ削減に向けた取組みの方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。

今後、「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」及び「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」を施策の柱として、プラスチック資源循環の促進に取り組みます。

なお、「プラスチック資源循環戦略」に基づき国が実施する施策など、今後の国の動向等を踏まえながら、プラスチック資源循環の施策を進めます。

(1) ふくおかプラスチック資源循環ネットワークの構築

プラスチックごみ削減を県全体で進めるため、令和2（2020）年7月に、業

界団体、消費者団体、学識経験者、市町村等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置しました。

今後、同ネットワークを活用し、県全体でプラスチック資源循環に取り組みます。

(2) ふくおかプラごみ削減協力店

プラスチックごみ削減の取組みを実践している県内のスーパー・飲食店などの事業所を「ふくおかプラごみ削減協力店」として登録し、プラスチックごみ削減に取り組む環境に優しい事業所として、取組内容等を県ホームページ等で紹介します。

更に、協力店の協力のもと、毎年10月をプラスチックごみ削減の強化月間として「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、協力店において、プラスチック代替品の利用や従業員に対するマイバッグ・マイボトルの使用促進などの取組みを行うほか、ポスター等の掲示を行うことにより、県民のプラスチックごみ削減に係る意識啓発を図ります。

(3) プラスチック資源化の促進

使用済みプラスチックの再利用・再資源化に向けた新技術及び社会システムの開発に係る産学官民の共同研究を、福岡県リサイクル総合研究事業化センターで取り組みます。

また、使用済みプラスチックのリサイクル施設等を整備する事業者に対する支援を行います。

5 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会は、市町村や農協等で構成する各地域の協議会と連携し、研修会の開催、チラシの配布等を行い、農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。

また、農業用プラスチックの削減に向け、生分解性マルチフィルムなどの実証を行い普及拡大を図ります。

6 一般廃棄物多量排出事業者に対して指示を行う市町村への技術的助言

市町村は、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成・運搬等の事項を指示することができます（廃棄物処理法第6条の2第5項）。県は、多量排出事業者に対して指示を行う市町村の取組みに必要な技術的助言を行っていきます。

7 産業廃棄物多量排出事業者に対する指導

産業廃棄物の多量排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・循環利用に関する指導を行っていきます。

8 一般廃棄物の排出削減等の取組み

(1) 家庭系ごみの排出削減、リサイクルの促進

家庭における食品の買いすぎ・作りすぎの防止や、家庭ごみで最もも多い割合を占め、その大部分が水分である生ごみの水切りの徹底など、家庭から出る食品廃棄物の発生抑制に向けた取組みを市町村に呼びかけ、連携して取り組んでいきます。

市町村における食品廃棄物などの利活用を推進するための取組みに対して、新技術や各種支援制度の情報の提供を行うなど、必要な支援を行います。

可燃ごみの中に含まれている資源の循環利用を更に進めるため、可燃ごみの中にはリサイクル可能な紙類が多く含まれている実態を踏まえ、紙類の分別排出・分別収集について、市町村に対し情報提供や助言を行うなど、市町村の取組みを促進します。

(2) 事業系ごみの排出削減、リサイクルの促進

食品廃棄物や紙類など、市町村が実施する事業系一般廃棄物の削減対策について、市町村と連携して排出量の削減及び分別の徹底等の啓発等に努めます。

食品廃棄物について、飼料や堆肥の原材料などとして再生利用するために、情報収集・提供や関係者と連携して食品リサイクルの取組みを進めます。

これらの取組みについては、市町村と連携して進めています。

第2 持続可能な社会を実現するための人づくり

1 県民、NPO、事業者等の各主体が行う自主的な取組みへの支援

(1) 地域環境協議会

県内の各保健福祉環境事務所において、地域の学校やNPO等と連携して、地域の実情に応じた3Rの推進等の事業を実施し、環境意識の醸成を図るとともに、人づくりを推進します。

(2) 環境関連福岡県知事表彰

環境保全活動や循環型社会形成へ向けた取組みに顕著な功績のあった個人、団体、企業又は地区について、環境保全功労者知事表彰、循環型社会形成

推進功労者知事表彰、環境美化推進功労者等知事表彰及びゼロエミッショントラスル事業者表彰を実施します。

2 各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

(1) 環境情報の整備・提供

環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」において、県が保有する環境に関する情報、イベント情報等を公開し、各主体の環境保全活動の促進を図ります。

(2) 環境月間

環境省では、環境の日（6月5日）を中心とする6月の1か月間を環境月間と定めています。

本県においても、環境月間に合わせて、各地において、広く環境保全についての关心と理解を深め、意欲を高めるような事業や啓発活動を実施します。

(3) 環境教育ガイド（データベース）の掲載

学校等における環境教育の取組みを支援するため、本県の各担当部局が保有する環境教育関連の事業、教材、人材等の情報をまとめ、「環境教育ガイド（データベース）」として県ホームページに掲載します。

3 「持続可能な開発のための教育（E S D）」の推進

(1) 義務教育における取組み

次世代を担う子どもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教育副読本「みんなの環境」を作成し、県内の小学校5年生の児童に配布します。

また、県内の小中学校において、生活の基盤となる環境の役割や大切さの理解、環境保全のための実践的な態度や能力等を育成することを目的に、総合的な学習の時間等において環境教育を行います。

(2) 高等学校における取組み

義務教育段階までの環境教育に関する学習や体験活動を基礎に、生徒自らが環境教育の振興・広報・環境保全活動への意欲を増進させる取組みや

主体的な探究活動を進めます。

教科の学習として、地理歴史科・公民科・理科などにおいて「環境・資源・エネルギー問題」や「私たちと社会」、「環境倫理」、「日本の自然環境」、「生態系とその保全」などを学習し、環境問題について理解させ、主体的に環境に配慮し、行動できる生徒の育成を行います。

4 人づくりを支える拠点・場の整備

(1) 福岡県環境県民会議

本県では、本県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組みを通じて地球環境の保全に貢献することを目的とし、平成8（1996）年2月から福岡県環境県民会議を設置しています。

福岡県環境県民会議において、県民・事業者・行政が一体となって、福岡県環境総合基本計画の推進を図っていきます。

(2) こどもエコクラブ

自主的な環境保全活動に取り組むこどもエコクラブ活動を支援し、子どもたちが環境問題に対する正しい認識を深め、自ら環境保全活動に取り組むことを促します。

第2節 資源循環利用の推進

第1 各種リサイクル法に基づく取組みの推進

循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法を踏まえ、国、他の地方公共団体、事業者及び県民と連携して、各種リサイクル法の施行に取り組みます。

1 容器包装リサイクル法

福岡県分別収集促進計画に基づき、県民や事業者への啓発や市町村分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言などを行います。

* 県では、福岡県第9期分別収集促進計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）を策定し、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう下記のような取組みを実施

- (ア)パンフレットやイベント等による県民や事業者への啓発
- (イ)分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言
- (ウ)市町村分別収集計画の進行管理
- (エ)容器包装リサイクルに関する市町村への情報提供等

2 家電リサイクル法

対象家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売店による回収、メーカーによるリサイクルが適正に行われるよう制度の普及・啓発に努めます。

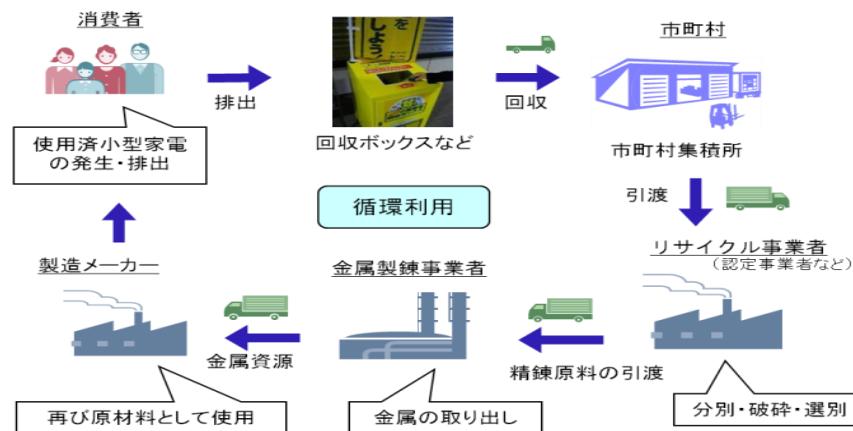
* 家電リサイクル法は、市町村による処理が困難な大型家電について、自ら過去に販売した製品又は買い替え時に引き取りを求められた製品の小売業者による引取りを義務とし、更に、製品知識を最も有しているメーカー等に引取り・再商品化・適正処理を義務付けることで、効率的かつ高水準のリサイクルを実現するもの。

排出者（消費者及び事業者）が収集運搬及び再商品化等に要する費用を排出時に負担。

3 小型家電リサイクル法

市町村への制度参加の呼びかけや情報提供により、携帯電話やデジタルカメラ等小型家電のリサイクルが促進するよう制度の普及・啓発に努めます。

図表6-3 使用済小型家電リサイクルの流れ



4 自動車リサイクル法

自動車リサイクル法に基づく許可、登録制度の適正な運用や事業者の指導等により同法の適正な執行に努め、使用済み自動車のリサイクルと適正な処理を進めます。

* 自動車リサイクル法は、エアコンの冷媒として使用され、大気に放出されるとオゾン層を破壊する「フロン類」、処理の難しい「エアバック類」や使用済み自動車から有用資源を回収した後に残るシュレッダーダストを適正にリサイクル・処理することを目的とした法律。なお、これらリサイクル等に必要な費用については、自動車所有者が負担。

5 食品リサイクル法

食品廃棄物の発生抑制・減量化のため、また、飼料や肥料の原材料などとして再生利用するために、情報収集・提供や関係者と連携した食品リサイクルの取組みを進めます。

6 建設リサイクル法

建設廃棄物の分別解体及び再資源化を促進するため、特定建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等の受注者等に対し、分別解体・再資源化等の指導を行っていきます。

第2 リサイクル製品の利用促進

1 福岡県リサイクル製品認定制度

品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品（建設資材）の認定を県が行い、県が発注する公共工事において優先利用するほか、認定リサイクル製品の情報を県のホームページに掲載するなど事業者や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

* 認定対象品目：再生資源を原材料として製造された建設資材

2 福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度

一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品（生活関連用品）の認定を県が行い、福岡県環境物品調達方針により、県において率先して利用するとともに、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を行います。

* 認定対象品目：再生資源を原材料として県内で製造された生活関連用品

福岡県リサイクル製品認定マーク



福岡県県産リサイクル製品認定マーク



第3 プラスチック資源循環の促進（抜粋再掲）

使用済みプラスチックの再利用・再資源化に向けた新技術及び社会システムの開発に係る産学官民の共同研究を、福岡県リサイクル総合研究事業化センターで取り組みます。

また、使用済みプラスチックのリサイクル施設等を整備する事業者に対する支援を行います。

第4 資源循環型まちづくりの推進

県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

第5 各種バイオマスの利用促進

バイオマス(biomass)とは、バイオ(生物)とマス(量)を合わせた言葉であり、「再生可

能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」とされています。

生活や産業活動から排出される生ごみや製材所残材などの廃棄物系バイオマスの活用を図っていきます。

1 下水汚泥の活用

下水汚泥は下水の処理過程にて発生するバイオマスであり、発生量は下水道の普及に伴って年々増加しています。

汚泥資源化施設を計画的に安定して稼働させることにより、下水汚泥の減量化及び資源化を図り、その生成物を燃料、肥料の原料等に活用する取組みを行います。

2 「地域循環圏」づくりの普及・啓発

エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環型の地域社会の構築に向けた取組みを促進します。

* 大木町の循環施設（「おおき循環センターくるるん」）において、町内から排出される生ごみ・し尿・浄化槽汚泥をバイオガスプラントでメタン発酵させ、発生したバイオガスを発電などエネルギーとして利用、発酵後の有機肥料（液肥）を使って菜の花を栽培し、菜種油を製造しています。

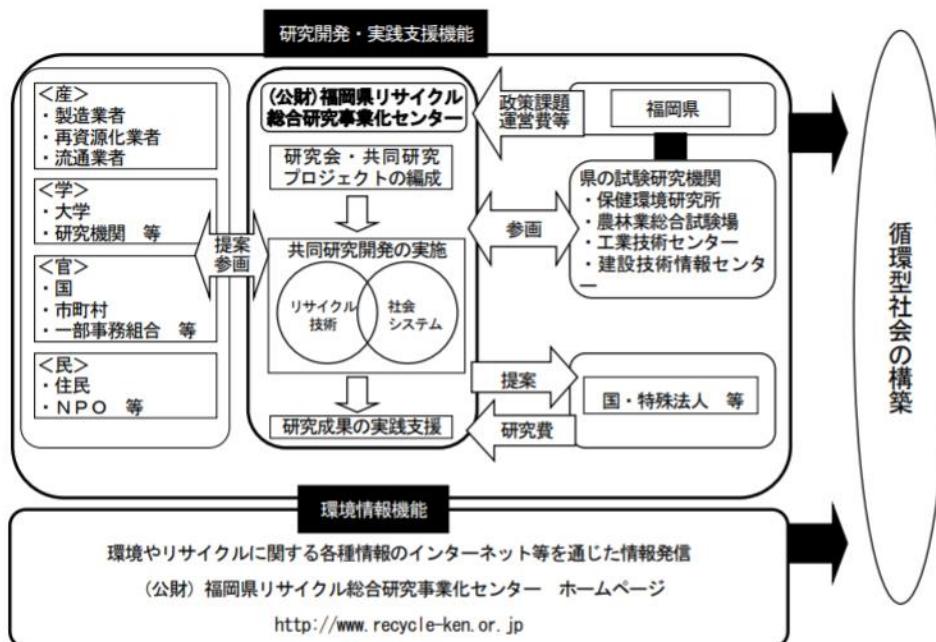
* みやま市では、市内から排出される調理くずや食べ残しなどの生ごみを無料で収集し、循環施設（みやま市バイオマスセンター「ルフラン」）において、収集した生ごみをし尿・浄化槽汚泥と混ぜ合わせメタン発酵させ、発生したバイオガスを発電などエネルギーとして利用しています。

更に、発酵後の液体は液体肥料として市内の農地や家庭菜園で利用されています。

第6 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

福岡県リサイクル総合研究事業化センター（以下「センター」という）は、循環型社会の実現に向けて、産学官民の共同研究及びその事業化を支援する中核的な拠点として活動していきます。

図表 6-4（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターの機能



1 リサイクル技術及び社会システムの共同研究開発

資源循環型社会の構築に向けて新たなリサイクルシステムを社会に定着させるためには、技術開発と併せて、新たな社会システムづくりの課題を同時に検討していく必要があります。

センターでは、産学官民の連携と協力のもとに、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術及び社会システムを一体的に研究開発するとともに、事業化の支援を行い、リサイクルの実用化及び地域定着を図っていきます。

<主な研究成果>

- ・金属スラッジを電磁波遮蔽性素材や放射熱素材として有効活用する技術の開発
- ・廃棄人工大理石を活用したフォーミング抑制剤の製造
- ・醤油粕からの天然ヒト型セラミドの生産
- ・再生ポリエステル不織布の製造

2 太陽光発電パネルリサイクル推進事業

使用済みの太陽光発電パネルを効率的に回収・リサイクルできる社会システムを構築するために、「福岡県太陽光発電(PV)保守・リサイクル推進協議会」を立ち上げ、実証実験を実施しています。

今後も、リサイクル事業者、収集運搬事業者、メンテナンス事業者、行政が一体となって太陽光発電パネルの3R推進に取り組んでいきます。

- * 太陽光発電パネルについては、今後、廃棄物としての排出が増加することが予想されます。

太陽光発電パネルは、鉛等の有害物質を含むことがあるため、不適切な処理が行われないよう、製造事業者及び輸入販売業者は排出事業者や廃棄物処理業者に対し、また、排出事業者は廃棄物処理業者に対し、あらかじめ含有化学物質の情報を提供するよう努めることが重要となります。

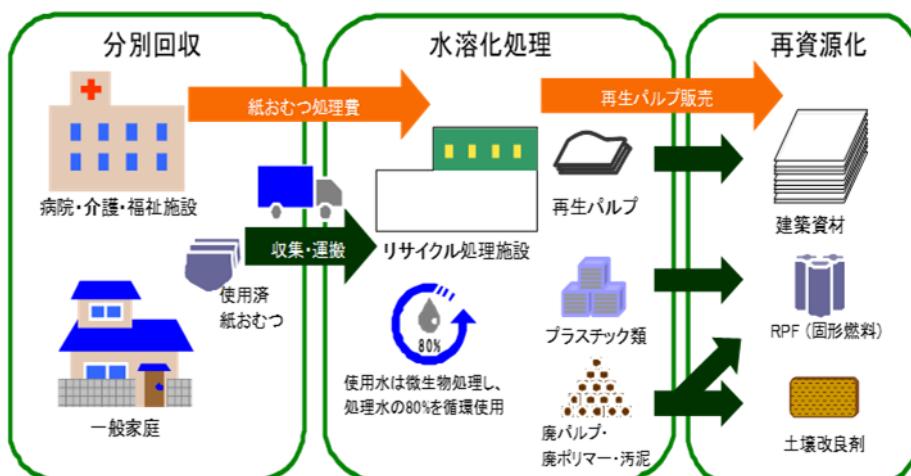
3 紙おむつリサイクル推進事業

今後の排出量増加が予想される紙おむつのリサイクルについて、県内リサイクル事業者とセンターとの共同事業により、使用済み紙おむつを水溶化処理してパルプなどを分離回収し、建築資材の原料等として再利用する技術を確立しました。

この技術を用いて、大木町においては、平成23(2011)年10月から全国で初めて家庭からの紙おむつの分別回収とリサイクルが開始されています。

今後も、更なる市町村への展開を目指し、紙おむつリサイクルを推進していきます。

図表6-5 紙おむつリサイクルシステムの概要



4 産学官連携の推進・促進

センターが従来から有するネットワークを拡大し、異業種間交流を促進することで互いに連携して3Rの促進に取り組むため、令和2（2020）年1月、「ふくおか3Rメンバーズ」を設立しました。

今後もこの「ふくおか3Rメンバーズ」を活用し、3Rに係る新規事業の創出、共同研究やビジネスパートナー探しを支援していきます。

第7 エコタウン事業

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成9（1997）年度に創設された制度です。

また、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するためには、地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むものであります。これまでに全国で26地域が承認されています。

本県内では、北九州市及び大牟田市が承認を受けています。

それぞれのエコタウンにおいて、地域の持つポテンシャルを生かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進を支援します。

図表6-6 エコタウン事業概要

項目	北九州市	大牟田市
承認年月	平成9月7月	平成10年7月
場所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていることなどから、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指しています。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進しています。

第3節 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

第1 一般廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物処理体制に関する広域連携への技術的助言

市町村が、一般廃棄物の減量、適正処理等に広域的、計画的に取り組むことができるよう、市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組み、発生抑制等の推進のための経済的手法に係る情報などを収集・提供するとともに、必要な技術的助言を行っていきます。

2 海洋プラスチック対策

近年、ポリ袋やマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）などの海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。

本県では、海洋プラスチックに関する対策として、以下の事業を実施します。

（1）スポーツごみ拾いの実施

海岸の決められたエリアで制限時間内にチームで拾ったごみの種類（ペットボトルキャップ、ペットボトル、ガラス・陶器、金属など）や量を競い合う事業を通じて海岸環境の改善を図るとともに、海岸漂着ごみの状況を参加者等に周知し発生抑制に向けた啓発を行います。

（2）海岸漂着ごみの回収・処理、組成調査の実施

県が管理する海岸において、海岸漂着ごみの回収・処理を実施します。

また、長期的に継続して、漂着ごみの組成や存在量を把握し、それらの経年変化を把握することで、海岸漂着ごみ対策を検討するための指標を得ることを目的とした海岸漂着ごみの組成調査を実施します。

（3）海岸漂着物等対策推進連絡会議

令和元（2019）年度、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物等対策推進連絡会議」を立ち上げ、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行うなど、県と市町と連携し海岸環境保全に取り組んでいきます。

3 一般廃棄物処理施設の維持管理の指導

市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。

4 净化槽の整備促進

下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策のため、県費補助制度により市町村が実施する計画的かつ効率的な浄化槽整備事業を支援します。

5 ごみ散乱防止対策

福岡県ごみ散乱防止条例に基づき設定した環境美化の日を中心に、市町村に県内一斉美化活動を実施するよう呼びかけるなど、県、市町村、県民、事業者等が一体となって、ごみ散乱防止対策に取り組みます。

6 海岸漂着物対策

本県の海岸漂着ごみは、河川を経由した流れ込みや現地でのポイ捨て等による国内由来によるものも多く、特に、プラスチック類や発泡スチロールなどの海洋プラスチックは、海岸漂着ごみのうち個数で89%、重量で43%を占めています。

本県では、平成24（2012）年3月に策定した「海岸漂着物対策地域計画」（平成28（2016）年改訂）に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発や海岸漂着物の回収などに取り組みます。

7 一般廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症等対策

一般廃棄物処理に携わる職員の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関する環境省の通知を受けて、市町村や関係団体へ周知を行います。

また、家庭でのごみの捨て方について、県ホームページや市町村を通じ、住民や関係事業者に注意を呼びかけます。

第2 産業廃棄物の適正処理の確保

1 法令の周知徹底

産業廃棄物処理業者に対し、県ホームページに資料を掲載する等により、産業廃棄物の適正処理に必要な知識の周知を図ります。

また、公益社団法人福岡県産業資源循環協会と連携し、産業廃棄物処理業者の実務担当者に対する研修を実施します。

産業廃棄物の排出事業者に対し、同様に県ホームページを活用して、排出事業者責任や産業廃棄物の適正処理について啓発するとともに、排出事業者で構成される団体の研修会などに職員を講師として派遣し、その周知徹底を図ります。更に、政令市等や公益社団法人福岡県産業資源循環協会と連携し、県民向けの啓発活動

を実施します。

2 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する監視指導

排出事業者については、その処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、更には排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備及び処理施設の適正管理を指導します。

産業廃棄物処理業者については、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、許可事業範囲の徹底、処理に関する基準の遵守及び処理施設の適切な管理による産業廃棄物の適正処理を指導します。

3 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前届出制度

平成25（2013）年に制定した「福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱」に基づき、県外から搬入される産業廃棄物の種類等を事前に把握し、効率的な監視・指導の実施、不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。

4 安定型最終処分場の掘削調査

産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、必要な指導を実施します。

5 立入検査の強化、効率化

指導の累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施し、的確かつ速やかな行政指導を行うなど不適正処理の是正に努めます。

また、効率的・効果的な監視指導を行うため、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導実績等を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンを活用します。

更に、ウェアラブルカメラや遠隔操作監視カメラを導入することにより、新しい生活様式に対応しながら、立入する職員の後方支援や事業者の改善状況等のオンライン監視を行います。

6 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物を処理するためには、適正な処理施設の確保が不可欠ですが、近年、産業廃棄物処理施設に対する住民の理解が得難く、処理施設の設置が困難な状況

にあります。

本県では、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に係る条例」に基づき、同条例の対象となる施設を設置する場合の諸手続を確実に履行させ、産業廃棄物処理施設の設置に係る合意形成を図ることにより、産業廃棄物処理施設の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、周辺住民との紛争を予防し、公正な処理を図ります。

また、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場については、民間による最終処分場の整備状況や残余容量を見極めながら、公共関与による整備についても引き続き検討していきます。

更に、産業廃棄物税の税収を財源とした福岡県リサイクル施設整備費補助事業を実施し、先導性が高く、リサイクル・減量化効果が高い産業廃棄物処理施設の設置を補助することにより、産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図ります。

7 優良産業廃棄物処理業者認定制度の優良基準適合認定

法人の許可情報等を一定期間公表することで産業廃棄物の排出事業者に優良認定業者への処理を促す優良産廃処理業者認定制度により、産業廃棄物の処理の適正化を図ります。

8 P C B廃棄物の適正処理の推進

本県では、平成17（2005）年12月に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）」第7条に基づいて、「福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（福岡県P C B廃棄物処理計画）」（令和2（2020）年4月改訂）を策定し、福岡県内（北九州市を除く。）のP C B廃棄物の確実かつ適正な処理の体制等について定めており、当該計画に基づいて、関係機関と連携して、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に努めています。

高濃度P C B廃棄物については、令和3（2021）年3月31日に処分期日の末日をむかえるため、保管事業者に対し、保管・処分状況の届出を徹底するとともに、関係機関と連携して処分期間中に確実かつ適正に処分されるよう指導を行ってきました。

低濃度P C B廃棄物については、令和9（2027）年3月31日までが処分期とされているため、引き続き、保管事業者に対し、処分期間中に確実かつ適正に処分するよう指導します。

第3 廃棄物の不適正処理の防止

1 監視体制の構築

県、国、警察本部、政令市等で構成される「福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会」、また、政令市や本県保健福祉環境事務所を中心とし、各管内の警察署、市町村等で構成される「地域連絡協議会」において、廃棄物の不適正処理防止に向けた情報交換や連携した取組みを進めています。

また、県内の市町村に設置されている地域住民から不法投棄等に関する情報収集を行う不法処理防止推進員制度の整備を促進します。

これらの取組みを通じ、県内全域を網羅する監視体制づくりを進めます。

2 休日・夜間パトロール

民間警備会社への委託による休日及び夜間の監視パトロールの実施等により、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。

3 スカイパトロール

警察本部の協力により、ヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施し、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の早期発見・早期対応に努めます。

4 不法投棄マッピングシステム・監視用小型カメラの導入と活用

不法投棄の監視体制を強化するため、カメラのG P S機能を活用して不法投棄場所を電子地図にマッピングすることで、投棄場所、投棄物を迅速に特定とともに、不法投棄情報を蓄積・分析し市町村等と情報共有できるシステムを整備し、不法投棄の未然防止策に活用します。

また、不法投棄実行者の特定や新たな不法投棄を抑止するため、不法投棄が疑われる現場等に監視用小型カメラを配備します。

5 産業廃棄物運搬車両検問

県警と連携して運搬車両の検問を行い、車両に積載している産廃の種類・量の確認や、産業廃棄物管理票（マニフェスト）との照合を実施し、記載内容等に不備が認められた場合は指導を行います。

第4 災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

大規模な災害が発生した場合には、被災地において膨大な災害廃棄物が発生し、

被災地の復旧・復興に大きな障害となります。

本県では、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に進めるため、平成28（2016）年3月に「福岡県災害廃棄物処理計画」を策定、当該計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備等を進めています。

1 災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携

災害廃棄物は、原則、一般廃棄物であることから、一義的には市町村が処理の責任を負います。

県は、市町村の災害廃棄物処理体制の整備の支援、災害廃棄物の広域処理を目的とした民間事業者等との協力体制の整備などを行います。

（1）市町村災害廃棄物処理計画の策定支援

各市町村の災害廃棄物処理体制の整備を進めるため、各市町村の災害廃棄物処理計画策定の促進を図る必要があることから、市町村の計画策定・改定に係る支援を行います。

（2）処理支援体制の整備

本県では、民間事業者団体（公益社団法人福岡県産業資源循環協会、福岡県環境整備事業協同組合連合会、一般社団法人福岡県解体工事業協会、福岡県清掃事業協同組合連合会）との間で災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結し、協力支援体制を構築しています。

平常時から広域的な相互協力体制を整備するため、今後も、関係団体との情報共有や連携に努めます。

（3）広域的な処理体制の整備

本県では、九州各県及び山口県と「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」を締結しており、県境を越えた広域的な処理体制を構築しています。

災害が発生した場合においては、県内の災害廃棄物発生量等を把握し県内の処理が困難な場合には協定に基づき支援を要請するほか、本県以外の九州各県及び山口県で単独処理が困難となった場合には、災害廃棄物の処理支援など、協定等に基づいた必要な支援を行います。

また、平常時から広域的な処理体制を整備するため、今後も、九州・山口各県との情報共有や連携に努めます。

(4) 災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの構築

地域によっては、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがせい弱化しているところがあり、大規模災害が発生した場合、大量の災害廃棄物の発生や災害廃棄物を処理する廃棄物処理施設自体の被災により、適正かつ迅速な処理が困難となるおそれがあります。

老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良の適切な時機を考慮した上で、今後、本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の検討を行い、強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

更に、広域化・集約化の検討に際しては、災害発生時に各処理区域や県境を越えた広域的な廃棄物処理が生じることを考慮し、処理区域外の災害廃棄物を受け入れた場合であっても安定的な廃棄物処理が可能となる一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

* 「廃棄物処理施設整備計画」（平成30（2018）年6月19日閣議決定）では、「大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持するなど、代替性及び多重性を確保しておくことが重要」である旨示されています。

また、本県でも、「福岡県災害廃棄物処理計画」において、地域の核となる施設を中心に、一定程度の余裕を持った一般廃棄物処理施設の能力を維持するなど、代替性及び多重性の確保をしておくことが重要である旨を示しています。

2 災害における産業廃棄物処理施設の活用

県内における災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物の処理施設や処理業者等の情報把握に努め、災害時においては、一般廃棄物処理施設とともに、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し、処理を円滑かつ迅速に行い、併せて、必要に応じて適切な仮設施設の設置も含め、処理体制を確保します。

3 災害廃棄物処理に携わる人材育成

災害廃棄物処理の適正かつ迅速な処理のためには、災害廃棄物処理に係るマネジメント能力の維持・向上を図ることが必要であることから、平常時から、市町村や一部事務組合などの災害廃棄物処理担当職員に対する研修等を実施し、人材の育成に努めます。

第7章 計画の進捗管理

一般廃棄物については、毎年度の市町村等への一般廃棄物処理実態調査において実態を把握し、産業廃棄物については、毎年度の産業廃棄物処理事業者への産業廃棄物処理計画実施状況報告書等を通じて実態の把握を行っています。

本計画に基づく目標の進捗及び主要な施策の実施状況については、福岡県総合計画及び福岡県環境総合基本計画の進捗管理の中で評価・公表を行っていきます。

